

資料編

1	災害履歴.....	- 3 -
2	土砂災害等.....	- 5 -
	資料2-1 土砂災害防止法の指定区域.....	- 5 -
	資料2-2 土石流危険溪流一覧表.....	- 10 -
	資料2-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表.....	- 11 -
	資料2-4 山地災害危険地区一覧表.....	- 13 -
3	防災組織関連.....	- 14 -
	資料3-1 四條畷市防災会議条例.....	- 14 -
	資料3-2 四條畷市防災会議委員一覧.....	- 17 -
	資料3-3 四條畷市防災対策推進本部設置要領.....	- 18 -
	資料3-4 四條畷市災害対策本部条例.....	- 20 -
4	防災関連施設.....	- 21 -
	資料4-1-1 災害医療機関一覧表.....	- 21 -
	資料4-1-2 浸水想定区域等に所在する要配慮者利用施設一覧.....	- 25 -
	資料4-2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表.....	- 27 -
	資料4-3 緊急交通路一覧表.....	- 29 -
	資料4-4 応急仮設住宅建設候補地一覧表.....	- 30 -
	資料4-5 清掃施設の現況.....	- 31 -
	資料4-6 収集委託業者一覧表.....	- 31 -
	資料4-7 火葬施設及び寺院一覧表.....	- 32 -
	資料4-8 浄水場・ポンプ場の所在地及び貯水可能容量.....	- 33 -
	資料4-9 下水道整備状況.....	- 34 -
	資料4-10 排水施設.....	- 34 -
	資料4-11 公用車保有状況.....	- 35 -
5	活動関連.....	- 36 -
	資料5-1 火災・災害等即報要領.....	- 36 -
	資料5-2 被害状況報告基準.....	- 51 -
	資料5-3 被害認定統一基準.....	- 54 -
	資料5-4 被害状況等報告様式.....	- 56 -
	資料5-5 大阪府災害救助法施行細則.....	- 59 -
	資料5-6 激甚災害及び局地激甚災害指定基準.....	- 68 -
	資料5-7 応援協定先一覧.....	- 74 -
6	報告様式.....	- 75 -
	資料6-1 動員報告書様式.....	- 75 -
	資料6-2 被害状況報告書（概況・中間・確定）兼被害調査別集計表.....	- 76 -
	資料6-3 被害調査票.....	- 77 -
	資料6-4 浸水被害調査表.....	- 78 -
	資料6-5 応援要請の様式.....	- 79 -

資料6-6	自衛隊災害派遣に関する知事への依頼書様式	- 80 -
資料6-7	緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証	- 81 -
資料6-8	緊急通行車両確認申請書、確認証明書	- 82 -
資料6-9	緊急通行車両以外の車両通行禁止標示	- 84 -
資料6-10	緊急通行車両標章	- 84 -
資料6-11	府用 災害報告様式（地すべり）	- 85 -
資料6-12	府用 災害報告様式（がけ崩れ）	- 87 -
資料6-13	府用 災害報告様式（土石流）	- 88 -
資料6-14	公用負担権限証明書	- 90 -
資料6-15	公用負担証	- 90 -
資料6-16	避難所状況報告書	- 91 -
資料6-17	避難所収容者名簿	- 92 -
資料6-18	避難者カード	- 93 -
資料6-19	避難所一覧集計表	- 92 -
資料6-20	応急給水日計表	- 95 -
資料6-21	死体埋火葬許可証	- 96 -
資料6-22	公用令書（従事・協力）	- 97 -
資料6-23	公用令書（物資の保管）	- 98 -
資料6-24	公用令書（管理・使用・収用）	- 98 -
資料6-25	公用変更令書	- 99 -
資料6-26	公用取消令書	- 99 -
資料6-27	救助実施記録日計表	- 100 -
資料6-28	り災証明書	- 101 -
資料6-29	り災(届出)証明申請書	- 102 -
7	通信窓口一覧	- 104 -

1 災害履歴

発生年月日 (西暦)	地震名又は 震央地名	地震規模 及び震源	災害の種類	被害地域	被害状況	摘 要
1510年 9月21日	河内摂津 (震央)	規模(M) 6.5~7 震源(N) 34.6° (E) 135.6°	地震・津波 災害	大阪	・四天王寺石の鳥居倒壊 ・河内藤井寺倒壊 ・その他21社倒壊 ・高潮による人家の損失多数	余震が70数日 続く
1596年 9月5日	伏見地震	規模(M) 7 ^{1/2} 震源(N) 34.7° (E) 135.6°	地震災害	京都、大阪	・伏見城中で死者約600人 ・堺で死者600人、大阪で人家 多数被害	
1662年 6月16日	琵琶湖西岸 (震央)	規模(M) 7.3~7.6 震源(N) 35.2° (E) 136.0°	地震災害	江州、京 都、大阪	・江州で民家約1,600軒倒壊、 死者約400人 ・京都で家 屋数千軒破壊、圧死者200 人 ・高槻城、岸和田城破 損、大阪で若干の死者	
1707年 10月28日	宝永地震	規模(M) 8.4 震源(N) 33.2° (E) 135.9°	地震・津波 災害	東は遠江、 駿河から西 は備後、日 向地方	・大阪では民家約600軒倒壊、 死者約750人、また津波に より船舶被害1,300人、落 橋50、溺死者約7,000人	
1854年 7月9日	伊賀上野 (震央)	規模(M) 7.3 震源(N) 34.8° (E) 136.0°	地震災害	伊賀、伊勢、 四日市、奈 良、大阪	・伊賀上野壊滅 ・伊勢四日 市で死者800人 ・奈良で 死者284人、家屋被害800軒 ・大阪では津村御坊の法活所 倒壊	本震の2日前 から相当の振 動があった
1854年 12月23日	安政東海地震	規模(M) 8.4 震源(N) 33.0° (E) 137.8°	地震災害	伊勢、三河、 若狭越前、 土佐、伊豆、 大阪	・全国では倒壊流失家屋約 8,300軒、焼失300軒、死者 1,000人 ・大阪では家屋倒壊200軒	
1854年 12月24日	安政南海地震	規模(M) 8.4 震源(N) 33.0° (E) 135.0°	地震・津波 災害	南海、西海、 山陽、山陰、 大阪	・大阪では津波による死者多 数、船舶被害1,800、落橋10 ・高知では火災による焼失 2,500軒 ・徳島では火災による焼失 1,000軒	砂地盤で液状 化現象
1891年 10月28日	濃尾地震	規模(M) 8.0 震源(N) 35.6° (E) 136.6°	地震災害	全国	・大阪府下では死者24人、負 傷者94人、家屋全壊1,011 戸、半壊708戸 ・全国で死者7,273人、負傷者 17,175人、家屋全壊 142,177戸	日本の内陸地 震では最大の 地震

発生年月日 (西暦)	地震名又は 震央地名	地震規模 及び震源	災害の種類	被害地域	被害状況	摘 要
1899年 3月 7日	紀伊半島 南東部 (震 央)	規模(M) 7.0 震源(N) 34.1° (E) 136.1°	地震災害	大阪	・大阪では負傷者20人、大阪 市内砲兵工廠、小学校等損 傷	
1927年 3月 7日	北丹後地震	規模(M) 7.3 震源(N) 35.5° (E) 135.2°	地震災害	京都、大阪	・大阪府下では死者21人、負 傷者126人、家屋全壊127戸 ・京都では死者2,881人、家屋 全壊4,899戸、家屋全焼 2,019戸	液状化現象
1936年 2月21日	河内大和地震	規模(M) 6.4 震源(N) 34.6° (E) 135.7°	地震災害	大阪	・大阪府下では死者8人、負傷 者52人、破損家屋約1,600 戸、道路堤防等の破損7カ 所	大和川流域で 液状化現象
1944年 12月7日	東南海地震	規模(M) 7.9 震源(N) 33.8° (E) 136.6°	地震・津波 災害	静岡、愛知、 三重、大阪	・大阪市内では死者6人、負傷 者120人、家屋全壊122戸、 半壊小破2,500戸、浸水 2,100戸、火災7戸	大正区で液状 化現象
1946年 12月21日	南海地震	規模(M) 8.0 震源(N) 33.0° (E) 135.6°	地震・津波 災害	四国、九州、 近畿、中国、 及び中部地 方の一部	・大阪府下では死者32人、負 傷者46人、家屋全壊261戸、 半壊217戸 ・全国では死者1,330人、家屋 全壊9,000戸、家屋半壊 20,000戸	
1952年 7月18日	吉野地震	規模(M) 6.8 震源(N) 34.5° (E) 135.8°	地震災害	奈良、京都、 大阪	・大阪府下で死者2人、負傷者 75人、家屋全壊9戸、半壊7 戸	
1995年 1月17日	兵庫県 南部地震	規模(M) 7.3 震源(N) 34.6° (E) 135.0°	地震災害	兵庫、大阪	・大阪府下で死者31人、負傷 者3,589人、全壊895戸、半壊 7,232戸	大阪湾沿岸埋 立地で液状化 現象
2000年 10月6日	鳥取県 西部地震	規模(M) 7.3 震源(N) 35.3° (E) 133.4°	地震災害	鳥取、島根、 岡山、香川	・大阪府下で負傷者4人、住家 一部破損1戸	
2018年 6月18日	大阪北部地震	規模(M) 6.1 震源(N) 34.8° (E) 135.6°	地震災害	大阪、京都、 滋賀、兵庫、 奈良	・大阪府下で死者4人、負傷者 360人、家屋全壊9戸、家屋 半壊小破24,718戸、非住居 被害686戸	

2 土砂災害等

資料 2-1 土砂災害防止法の指定区域

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
64	四條畷市	清滝	清滝（5）	K22900010	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 680 号	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 681 号
2785	四條畷市	逢阪	讃良川右 1	D22910030	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	-	-
2786	四條畷市	下田原	戎川左 1 右一	D22910040	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2787	四條畷市	下田原	戎川左 2 （1）	D22910051	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2788	四條畷市	下田原	戎川左 2 （2）	D22910052	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2789	四條畷市	清瀧	清滝川左 1 （1）（清滝 川本川）	D22910061	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2790	四條畷市	清瀧	清滝川左 1 （2）（清滝 川本川）	D22910062	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2791	四條畷市	清瀧	清滝川左 1 （3）（清滝 川本川）	D22910063	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2792	四條畷市	清瀧	清滝川左 1 （4）（清滝 川本川）	D22910064	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号
2793	四條畷市	清瀧	清滝川左 1 （5）（清滝 川本川）	D22910065	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	-	-
2794	四條畷市	清瀧	清滝川左 1 （6）（清滝 川本川）	D22910066	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示 第 857 号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
2795	四條畷市	清瀧	清瀧川左1 (7) (清瀧川本川)	D22910067	平成25年 4月1日	大阪府告示 第856号	平成25年 4月1日	大阪府告示 第857号
8808	四條畷市	大字下田原	下田原(4)	K22900020	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
8809	四條畷市	大字下田原	下田原(5)	K22900030	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
8810	四條畷市	大字下田原	下田原(6)	K22900040	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
8811	四條畷市	大字下田原	下田原(9)	K22900050	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
8812	四條畷市	大字下田原	下田原(10)	K22900060	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
8813	四條畷市	大字下田原	下田原(11)	K22900070	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
8814	四條畷市	大字下田原	下田原(1)	K22900080	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
8815	四條畷市	大字下田原	下田原(2)	K22900090	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
8816	四條畷市	大字下田原	下田原(3)	K22900100	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
8817	四條畷市	大字下田原	下田原(7)	K22900110	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
8818	四條畷市	岡山二丁目	岡山(2)	K22900130	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
8819	四條畷市	岡山二丁目	岡山(1)	K22900140	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
8820	四條畷市	大字清瀧	清瀧(2)	K22900160	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
8821	四條畷市	大字清瀧	清瀧(3)	K22900170	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
8822	四條畷市	清瀧中町	清瀧中町	K22900180	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
8823	四條畷市	大字清瀧	清瀧(4)	K22900190	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号
8824	四條畷市	大字清瀧	清瀧(6)	K22900200	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1602号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
8825	四條畷市	南野二丁目	南野二丁目	K22900210	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8827	四條畷市	南野六丁目	南野六丁目 (2)	K22900230	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8828	四條畷市	南野二丁目	南野二丁目 (3)	K22900240	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8829	四條畷市	南野二丁目及 び大字南野	南野二丁目 (2)	K22900250	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8830	四條畷市	大字清瀧	清瀧 (7)	K22900260	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8831	四條畷市	大字上田原	上田原 (8)	K22900470	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8832	四條畷市	南野六丁目	南野	K22902000	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8833	四條畷市	大字上田原	森山	K22902010	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8834	四條畷市	大字清瀧及 び大字逢阪	清瀧川左 2 (1 (清瀧川 本川))	D22910071	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8835	四條畷市	大字清瀧	清瀧川左 2 (2) (清瀧 川本川))	D29910072	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8836	四條畷市	大字上田原	上田原 (11)	K22900480	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8849	寝屋川市梅が丘二丁目 及び打上元町 四條畷市大字岡山 交野市星田西五丁目		打上団地 (2)	K21500010	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
8968	交野市星田西五丁目 及び大字星田 四條畷市大字岡山		星田西五丁目	K23000600	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1600 号	平成 28 年 9 月 14 日	大阪府告示 第 1602 号
3090	四條畷市	南野	神社谷右 1(神社谷)	D22910100	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3091	四條畷市	南野	権現川右 3	D22910110	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3092	四條畷市	南野	権現川右 4	D22910120	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	—	—
3093	四條畷市	南野	権現川 (権現 川本川))	D22910130	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	—	—

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
3094	四條畷市	田原台	戎川支川	D22910140	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	—	—
3095	四條畷市	田原台	天野川左 1	D22910150	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	—	—
3096	四條畷市	田原台	北谷川左二	D22910192	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3097	四條畷市	南野	権現川右 1 (権現川右支)	D22920050	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3098	四條畷市	南野	権現川右 2	D22920060	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3099	四條畷市	田原台	北谷川左一	D22930010	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	—	—
3100	四條畷市南野 大東市北条		神社谷左 1(神社谷)	D21810010	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	—	—
3101	四條畷市南野 大東市北条		城ヶ谷(城ヶ 谷)	D21810030	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	—	—
3422	四條畷市	上田原	上田原(2)	K22900400	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3423	四條畷市	上田原	上田原(6)	K22900390	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
3424	四條畷市	清滝	清滝(1)	K22900150	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示 第 577 号
4055	四條畷市	田原台 六丁目 及び大字上田 原	田原台(2)	K22900350	平成 27 年 10 月 8 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 27 年 10 月 8 日	大阪府告示 第 1423 号
4056	四條畷市	大字上 田原	田原台(1)	K22900360	平成 27 年 10 月 8 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 27 年 10 月 8 日	大阪府告示 第 1423 号
4057	四條畷市	大字上 田原	上田原(10)	K22900370	平成 27 年 10 月 8 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 27 年 10 月 8 日	大阪府告示 第 1423 号
4058	四條畷市	田原台 七丁目 及び大字上田 原	田原台	K22900380	平成 27 年 10 月 8 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 27 年 10 月 8 日	大阪府告示 第 1423 号
4059	四條畷市	大字上 田原	上田原(5)	K22900420	平成 27 年 10 月 8 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 27 年 10 月 8 日	大阪府告示 第 1423 号
4060	四條畷市	大字上 田原	上田原(4)	K22900430	平成 27 年 10 月 8 日	大阪府告示 第 1422 号	平成 27 年 10 月 8 日	大阪府告示 第 1423 号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
4061	四條畷市	大字上田原	上田原(7)	K22900440	平成27年10月8日	大阪府告示第1422号	平成27年10月8日	大阪府告示第1423号
4062	四條畷市	大字上田原	上田原(9)	K22900450	平成27年10月8日	大阪府告示第1422号	平成27年10月8日	大阪府告示第1423号
4063	四條畷市	大字上田原	上田原(3)	K22900460	平成27年10月8日	大阪府告示第1422号	平成27年10月8日	大阪府告示第1423号
4122	大東市大字龍間 四條畷市大字南野		龍間(25)	K21800270	平成27年10月28日	大阪府告示第1496号	平成27年10月28日	大阪府告示第1497号
9372	四條畷市大字上田原 ・奈良県生駒市南田原町		生駒市南田原町(002)	南田原町-土(002)	平成30年3月1日	大阪府告示第367号	平成30年3月1日	大阪府告示第368号
9373	四條畷市大字上田原 ・奈良県生駒市南田原町		生駒市南田原町(005)	南田原町-土(005)	平成30年3月1日	大阪府告示第367号	平成30年3月1日	大阪府告示第368号
8826	四條畷市	南野六丁目	南野六丁目	K22900220	令和元年12月13日	大阪府告示第1312号	令和元年12月13日	大阪府告示第1314号
9398	四條畷市	清滝中町及び清滝新町	清滝中町(2)	K22900270	令和元年12月13日	大阪府告示第1312号	令和元年12月13日	大阪府告示第1314号

資料 2-2 土石流危険溪流一覧表

(令和3年9月現在)

ランク	箇所番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地
I	I-011-001	淀川	天野川	寒谷川	下田原
	I-011-002	淀川	天野川		下田原
	I-011-003	淀川	寝屋川		逢阪
	I-011-004	淀川	天野川		下田原
	I-011-005	淀川	天野川		田原台
	I-011-006	淀川	寝屋川	清滝川本川	清滝
	I-011-007	淀川	清滝川		清滝
	I-011-008	淀川	寝屋川	讃良川左支	南野
	I-011-009	淀川	権現川		南野
	I-011-010	淀川	権現川	神社谷	南野
	I-011-011	淀川	権現川		南野
	I-011-012	淀川	権現川		南野
	I-011-013	淀川	権現川	権現川本川	南野
	I-011-014	淀川	天野川		田原台
	I-011-015	淀川	天野川		田原台
	I-011-016	淀川	天野川		田原台
	I-011-017	淀川	天野川		田原台
	I-011-018	淀川	天野川		田原台
	I-011-019	淀川	天野川		田原台
	I-011-020	淀川	天野川	峠川第二支溪	上田原
	I-011-021	淀川	天野川	峠川本川	
II	II-011-001	淀川	天野川		下田原
	II-011-002	淀川	寝屋川		逢阪
	II-011-003	淀川	寝屋川	讃良川左支	南野
	II-011-004	淀川	権現川		南野
	II-011-005	淀川	権現川	権現川右支	南野
	II-011-006	淀川	権現川		南野
III	III-011-001	淀川	天野川		田原台

※土石流危険溪流

土石流の発生の危険性があり、人家や公共施設に被害のおそれのある溪流のこと。

ランク I・・・人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者施設等のある場合を含む）ある場所に流入する溪流。

ランク II・・・人家が1～4戸ある場所に流入する溪流。

ランク III・・・人家がない場合でも、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場所に流入する溪流。

資料 2-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覽表

(令和3年9月現在)

ランク	通し 番号	箇所番号	箇所名	所在地	地 形			保全人家 戸数(戸)
					傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)	
I	1	11229252	逢阪	逢阪	65	105	20	6
	2	11229253	南野六丁目	南野六丁目	45	212	20	36
	3	11229254	南野二丁目	南野二丁目	40	27	20	11
	4	11229255	上田原(1)	上 田 原	30	40	5	0
	5	11229791	森山	上 田 原	50	50	8	5
	6	11229792	南野六丁目(2)	南野六丁目	47	55	10	5
	7	11229793	清滝(1)	清滝	70	100	20	1
	8	11229794	南野二丁目(2)	南野二丁目	40	44	20	1
	9	11229795	南野六丁目(3)	南野六丁目	45	10	8	6
	10	11229796	上田原(2)	上田原	40	27	15	0
	11	11229797	上田原(3)	上田原	60	224	15	20
	12	11229798	上田原(4)	上田原	40	55	10	1
	13	11229799	上田原(5)	上田原	70	50	13	3
	14	11229800	上田原(6)	上田原	45	120	10	0
	15	12229101	岡山(1)	岡山二丁目	67	46	15	7
II	16	21229534	下田原(1)	下田原	45	33	8	3
	17	21229535	下田原(2)	下田原	32	35	10	1
	18	21229536	下田原(3)	下田原	40	35	10	1
	19	21229537	下田原(4)	下田原	48	46	6	2
	20	21229538	下田原(5)	下田原	56	84	12	3
	21	21229539	下田原(6)	下田原	70	13	5	1
	22	21229540	下田原(7)	下田原	33	30	22	1
	23	21229541	下田原(8)	下田原	44	62	15	2
	24	21229542	逢阪(2)	逢阪	50	78	30	3
	25	21229543	清滝中町	清滝中町	38	60	15	3
	26	21229544	下田原(9)	下田原	45	48	8	2
	27	21229545	下田原(10)	下田原	70	140	6	1
	28	21229546	清滝(2)	清滝	60	34	8	1
	29	21229547	清滝(3)	清滝	45	20	15	1
	30	21229548	下田原(11)	下田原	80	28	6	1
	31	21229549	上田原	田原台七丁目	45	90	14	4
	32	21229550	上田原(7)	上田原	60	44	6	1
	33	21229551	上田原(8)	上田原	35	65	11	1
	34	21229552	岡山(2)	岡山二丁目	55	28	5	2
	35	22229065	上田原(9)	上田原	45	30	18	1
III	36	31229078	清滝(4)	清滝	50	123	24	—
	37	31229079	清滝(5)	清滝	47	202	22	—

※急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、崖崩れの発生する可能性があり、人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある箇所のこと。

ランクⅠ・・・人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要支援者施設等のある場合を含む）ある箇所。

ランクⅡ・・・人家が1～4戸ある箇所。

ランクⅢ・・・人家がない場合でも、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。

急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表

(令和3年9月現在)

区域名	所在地	面積 (㎡)	告示番号 指定年月日	保全 人家 戸数	対策工 施工年度	備考	危険箇所 番号
南野	四條畷市 南野	1,790	第2230号 H12.12.26	5	11～12	成	11229791
森山	四條畷市 大字上田原	2,065	第2231号 H12.12.26	6	11～12	成	11229794
南野 六丁目	四條畷市 南野六丁目	6731.1	第1850号 H28.11.17	17	26～29		11229253

※急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法に基づき区域指定された区域で、斜面の切り盛りなどが崩れを助長したり誘発したりする行為が規制されるなどの制限がかかる区域のこと。

資料 2-4 山地災害危険地区一覽表

(令和3年9月現在)

区 分	危険地区 番 号	所 在 地
山腹崩壊危険地区	10 - 1	清 滝 (1)
	10 - 2	清 滝 (2)
	10 - 3	南 野
	10 - 4	下田原 (1)
	10 - 5	下田原 (2)
	10 - 6	上 田 原
	10 - 7	逢 阪
	10 - 8	清 滝 (3)
	10 - 9	下田原 (3)
崩壊土砂流出危険地区	10 - 1	南野六丁目
	10 - 2	下田原 (1)
	10 - 3	下田原 (2)

3 防災組織関連

資料 3-1 四條畷市防災会議条例

昭和41年3月14日

条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第16条第6項の規定に基づき四條畷市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 四條畷市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、26名以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関(法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。以下同じ。)の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部門の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 市の区域を管轄する消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関(法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。以下同じ。)又は指定地方公共機関(同条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。以下同じ。)の職員のうちから市長

が任命する者

(8) 自主防災組織(法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。)を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(9) その他市長が特に必要と認め任命する者

6 前項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第9号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に任命される第1条の規定による改正後の四條畷市防災会議条例第3条第5項第8号の委員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成26年3月31日まで

とする。

附 則(平成25年条例第23号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

資料 3-2 四條畷市防災会議委員一覧

防災会議条例		機関名及び職名
第3条第2項	会長	四條畷市長
第3条第5項 第1号委員	指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者	近畿農政局大阪府拠点総括農政推進官
		近畿地方整備局淀川河川事務所長
第3条第5項 第2号委員	大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者	大阪府四條畷保健所長
		大阪府枚方土木事務所長
		大阪府枚方土木事務所参事兼地域支援・企画課長（地域防災監）
第3条第5項 第3号委員	大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者	大阪府四條畷警察署長
第3条第5項 第4号委員	市長がその部内の職員のうちから指名する者	四條畷市副市長
		四條畷市都市整備部長
		四條畷市総務部長
		四條畷市健康福祉部長
		四條畷市市民生活部長
		女性管理職員
第3条第5項 第5号委員	教育長	四條畷市教育委員会教育長
第3条第5項 第6号委員	消防長及び消防団長	大東四條畷消防組合消防長
		四條畷市消防団長
第3条第5項 第7号委員	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者	西日本電信電話(株) 関西支店 設備部長
		関西電力送配電(株) 守口配電営業所長
		大阪ガスネットワーク(株) 北東部事業部 導管計画チーム マネジャー
		西日本旅客鉄道(株) 四條畷駅長
		日本郵便(株) 四條畷郵便局長
		大阪広域水道企業団 四條畷水道センター所長
第3条第5項 第8号委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者	四條畷市民生委員児童委員協議会会長
第3条第5項 第9号委員	その他市長が特に必要と認め任命する者	(一般社) 大東・四條畷医師会理事

資料 3-3 四條畷市防災対策推進本部設置要領

四條畷市防災対策推進本部設置要領

1. 目的

防災対策推進本部（以下「本部」という。）は、防災に有効な計画、施策、研究等を実施し、災害の発生に対して市民の生命と財産の保全を図ることを目的とする。

2. 業務内容

- ①地域防災計画の修正
- ②防災施策の立案
- ③防災に係る研究・調査
- ④その他防災に有効な活動

3. 組織の構成

（1）業務を実施するため、次の組織を設ける。

- ①本部長 危機統括監
- ②副本部長 総合政策部長
- ③本部員 総務部長、市民生活部長、子ども未来部長、健康福祉部長、教育部長、女性管理職員、その他本部長が必要と認めたもの（適宜指名するものを含む）

（2）業務を推進するため、次の通り幹事会を設ける。

- ①幹事長 都市整備部危機管理課長
- ②幹事 都市整備部建設課、健康福祉部生活福祉課、総務部人事室、総合政策部秘書政策課、教育委員会学校教育課の各所属長若しくは所属長が指名したもの及び特に幹事長が指名したもの

4. 事務局

本部の事務局は、防災担当課に置く。

5. 報告

本部長は、業務の内容等について、市長、市議会等へ適宜報告するものとする。

附 則

この要領は、平成17年7月15日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年9月1日から施行する。

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月16日から施行する。

この要領は、令和元年11月21日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

資料 3-4 四條畷市災害対策本部条例

四條畷市災害対策本部条例

昭和41年3月14日

条例第8号

改正 平成8年3月25日条例第2号

平成24年10月2日条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、四條畷市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第28号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

4 防災関連施設

資料 4-1-1 災害医療機関一覧表

(令和3年9月現在)

1 災害拠点病院

〈基幹災害医療センター〉

医療機関	所在地	電話
大阪急性期・総合医療センター	大阪市住吉区万代東3-1-56	06-6692-1201

〈地域災害医療センター〉

医療機関	所在地	電話
大阪市立総合医療センター	大阪市都島区都島本通2-13-22	06-6929-1221
多根総合病院	大阪市西区九条南1-12-21	06-6581-1071
大阪警察病院	大阪市天王寺区北山町10-31	06-6771-6051
国立病院機構大阪医療センター	大阪市中心区法円坂2-1-14	06-6942-1331
大阪赤十字病院	大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30	06-6774-5111
大阪市立大学医学部附属病院	大阪市阿倍野区旭町1-5-7	06-6645-2121
大阪大学医学部附属病院	吹田市山田丘2-15	06-6879-5111
大阪府済生会千里病院千里救命救急センター	吹田市津雲台1-1-6	06-6871-0121
大阪医科大学附属病院	高槻市大学町2-7	072-683-1221
関西医科大学附属病院	枚方市新町2-3-1	072-804-0101
関西医科大学総合医療センター	守口市文園町10-15	06-6992-1001
市立東大阪医療センター	東大阪市西岩田3-4-5	06-6781-5101
大阪府立中河内救命救急センター	東大阪市西岩田3-4-13	06-6785-6166
近畿大学医学部附属病院	大阪狭山市大野東377-2	072-366-0221
堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町1-1-1	072-272-1199
岸和田徳州会病院	岸和田市加守町4-27-1	072-445-9915
りんくう総合医療センター	泉佐野市りんくう往来北2-23	072-469-3111

2 特定診療災害医療センター

医療機関	所在地	電話
大阪国際がんセンター	大阪市中央区大手前3-1-69	06-6945-1181
大阪精神医療センター	枚方市宮之阪3-16-21	072-847-3261
大阪はびきの医療センター	羽曳野市はびきの3-7-1	0729-57-2121
大阪母子医療センター	和泉市室堂町840	0725-56-1220

3 災害医療センター

医療機関	所在地	電話
啜生会脳神経外科病院	四條畷市中野本町28-1	072-877-6639

4 災害医療協力病院

医療機関	所在地	電話
啜生会脳神経外科病院	四條畷市中野本町28-1	072-877-6639
北河内藤井病院	四條畷市岡山東三丁目1-6	072-879-5311

5 市内医療機関一覧表

(その1)

医療機関	所在地	電話	診療科目
[病院] 北河内藤井病院 暁生会脳神経外科病院	岡山東三丁目1-6 中野本町28-1	072-879-5311 072-877-6639	内・外・整・脳外・放・消内・リハ 脳外・内・外・整・放・泌・眼・リハ 救・麻・呼内・消内・循内・形成 内・精・歯・心内
阪奈サナトリウム [一般診療所]	上田原613	0743-78-1188	
愛eyeクリニック	楠公一丁目15-8 2F	072-877-0023	眼
安部クリニック	田原台五丁目17-21	0743-78-8875	内・小・循
イトウ・クリニック	田原台四丁目4-24	0743-71-1122	内・外・整・消
いるかこどもクリニック	岡山東二丁目3-28	072-862-1188	小
きた眼科	砂四丁目3-2イオンモール四條畷内	072-800-6137	眼
きたいクリニック	楠公二丁目8-10	072-879-2540	内・外・整・消内・内内・リウ・リハ
くぼた整形外科	楠公一丁目14-4	072-803-5185	整・外・リウ・リハ
耳鼻咽喉科くもん医院	大字清滝369-37	072-877-3387	耳
河野医院	楠公二丁目10-12	072-876-0241	内・小
さかいクリニック	岡山五丁目1-20	072-862-3380	内・循内、人内
四條畷市立保健センター	中野三丁目5-28	072-877-1259	小
すぎはら皮膚科	楠公二丁目8-28	072-862-0809	皮・アレ
高月内科	岡山一丁目8-30	072-878-1780	内・放・小・リハ
竹吉整形外科	岡山東一丁目10-5	072-876-7222	整・リウ・リハ
田中医院	塚脇町5-3	072-877-1078	内・循・放・小・リハ・消
なかむらクリニック	雁屋西町2-10	072-878-2291	内・整・消内・胃内
中村診療所	中野一丁目3-1	072-878-5510	外・皮・消内
西村クリニック	楠公一丁目14-6 1F	072-862-3001	内
はかまだ耳鼻咽喉科	岡山東一丁目8-3	072-879-4133	耳・胃
林内科医院	岡山東二丁目1-23	072-878-8191	内・糖内、呼内
福田医院	岡山二丁目1-58	072-876-1666	内・小
ふくだクリニック	中野本町8-39	072-862-1156	内・婦・呼内
福田産婦人科医院	岡山一丁目4-7	072-862-0621	産
藤関眼科	米崎町14-4	072-876-7155	眼
耳鼻科・アレルギー科まことクリニック	楠公一丁目15-8 2F	072-878-4187	耳・アレ
松山眼科クリニック	楠公二丁目9-11	072-395-2881	眼
松吉医院	米崎町17-30	072-876-7221	内・外・放
みやいファミリークリニック	江瀬美町12-3	072-800-8282	内・小・アレ
みやぎきクリニック	楠公一丁目15-8 2F	072-863-2266	内
やまぐち眼科	岡山東一丁目8-3 39ビル1F、4F	072-878-2085	眼
吉田耳鼻咽喉科	楠公一丁目9-2	072-876-1865	耳

消化器内科：消内、救急科：救、麻酔科：麻、呼吸器内科：呼内、循環器内科：循内、形成外科：形成、
リハビリテーション科：リハ、心療内科：心内、循環器科：循、消化器科：消、内視鏡内科：内内
リウマチ科：リウ、人工透析：透析、耳鼻咽喉科：耳、人工透析内科：人内、アレルギー科：アレ
消化器科：消、胃腸内科：胃内、胃腸科：胃、糖尿病内科：糖内、産婦人科：産

(その2)

医療機関	所在地	電話	診療科目
[歯科診療所]			
いあい歯科医院	楠公一丁目14-1大峠ビル1F	072-878-9630	歯
上原歯科医院	田原台四丁目6-2	0743-79-9032	歯
エスエ歯科医院(イオンモール四條畷)	砂四丁目3-2イオンモール四條畷内	072-813-2520	歯
川村歯科医院	塚脇町5-12	072-878-6588	歯
河野歯科四條畷歯科クリニック	岡山一丁目25-22平井ビル1F	072-803-3055	歯
雲川歯科医院	田原台五丁目17-16	0743-71-2345	歯
さわだ歯科医院	南野一丁目5-20	072-877-8801	歯
四條畷なんこう通り歯科	楠公一丁目11-58	072-863-1811	歯
清水歯科医院	岡山二丁目1-70	072-876-8801	歯
たいじ歯科医院	楠公一丁目11-48	072-803-4618	歯
高橋歯科医院	岡山二丁目1-57	072-879-0648	歯
高橋ナワテ歯科医院	岡山二丁目16-29	072-879-4780	歯
戸尾歯科クリニック	楠公二丁目9-15	072-879-8811	歯
西田歯科・矯正歯科	楠公一丁目15-8 宏明荘1F	072-877-7001	歯
のむら歯科	岡山東一丁目8-2	072-862-1020	歯
向井歯科	美田町7-10	072-862-0123	歯
むらなか歯科	雁屋北町4-11	072-876-3735	歯
山内歯科医院	美田町1-3	072-877-5330	歯
山口歯科	岡山一丁目9-4	072-879-5055	歯
山村歯科医院	米崎町13-36	072-878-8547	歯

資料 4-1-2 浸水想定区域等に所在する要配慮者利用施設一覧

	施設名	所在地	浸水想定区域	土砂災害警戒区域
1	四條畷市立くすのきふれあい教室	二丁通町 18-1	○	
2	四條畷市立岡部ふれあい教室	砂一丁目 7-26	○	
3	四條畷市立南ふれあい教室	中野新町 11-38	○	
4	岡部保育所	砂一丁目 8-13	○	
5	四條畷すみれ保育園	北出町 11-7	○	
6	なわてすみれ園	雁屋北町 6-18	○	
7	小規模保育所「○」（まんまる）	中野本町 7-1	○	
8	カリヤベビーセンター	雁屋北町 17-33	○	
9	星子幼稚園（休園）	蔀屋本町 11-5	○	
10	畷幼稚園	中野本町 7-1	○	
11	忍が丘幼稚園	清瀧 526		○
12	なわて更正園	大字南野 2463		○
13	蔀屋作業所	蔀屋本町 5-8	○	
14	第二夢丸工房	北出町 3-1	○	
15	株式会社のぞみのんぴりのんちゃん	美田町 11-14	○	
16	夢丸工房	中野本町 3-32	○	
17	さつき園	中野一丁目 1-20	○	
18	しとみやの家	蔀屋本町 6-34	○	
19	四條畷荘	北出町 28-1	○	
20	しとみやの家②	蔀屋本町 6-34	○	
21	四條畷市立児童発達支援センター	雁屋北町 6-21	○	
22	放課後等デイサービス事業所ぽっぷこーん	大字中野 498-1	○	
23	flat 砂店	砂一丁目 13-26 1F	○	
24	放課後デイのぞみのんちゃん	美田町 19-1 美田ビル1階	○	
25	ちよの里	北出町 18-24	○	
26	四條畷荘リハビリセンター「ほほえみ」	北出町 28-1	○	
27	ツクイ大阪四條畷	雁屋西町 5-3	○	
28	慶生会リハ by デイ四條畷	楠公二丁目 10-16	○	
29	医療法人松吉会松吉医院通所リハビリテーション	米崎町 17-30	○	
30	社会医療法人信愛会介護老人保健施設畷生会遊々館	江瀬美町 26-7	○	
31	特別養護老人ホーム四條畷荘	北出町 28-1	○	
32	特別養護老人ホーム田原荘	上田原 597		○
33	短期入所生活介護施設楠々	二丁通町 19-27	○	
34	グループホームたのしい家四條畷	雁屋北町 15-16	○	
35	グループホーム第3なごやか	南野二丁目 1-24	○	
36	エイジ・ガーデン四條畷	雁屋南町 17-31	○	
37	Charm(チャム)四條畷	大字中野 546-1	○	
38	コスモス	蔀屋新町 7-17	○	

	施設名	所在地	浸水想定区域	土砂災害警戒区域
39	阪奈サナトリウム	大字上田原 613		○
40	愛 eye クリニック	楠公一丁目 15-8 2F	○	
41	きた眼科	砂四丁目 3-2 イオンモール四條畷 2階	○	
42	きたいクリニック	楠公二丁目 8-10	○	
43	くぼた整形外科	楠公一丁目 14-4	○	
44	河野医院	楠公二丁目 10-12	○	
45	すぎはら皮ふ科	楠公二丁目 8-8	○	
46	なかむらクリニック	雁屋西町 2-10	○	
47	中村診療所	中野一丁目 3-1	○	
48	西村クリニック	楠公一丁目 14-6 梨岡ハイツ 1階	○	
49	ふくだクリニック	中野本町 8-39	○	
50	藤関眼科	米崎町 14-4	○	
51	耳鼻科・アレルギー科まことクリニック	楠公一丁目 15-8 2F	○	
52	松吉医院	米崎町 17-30	○	
53	みやいファミリークリニック	江瀬美町 12-3	○	
54	みやざきクリニック	楠公一丁目 15-8 2F	○	
55	吉田耳鼻咽喉科	楠公一丁目 9-2	○	
56	いあい歯科	楠公一丁目 14-1 大峠ビル 1F	○	
57	四條畷なんこう通り歯科	楠公一丁目 11-58	○	
58	たいじ歯科医院	楠公一丁目 11-48	○	
59	西田歯科・矯正歯科	楠公一丁目 15-8 宏明荘 1F	○	
60	向井歯科医院	美田町 7-10	○	
61	山内歯科医院	美田町 1-3	○	
62	むらなか歯科	雁屋北町 4-11	○	
63	山村歯科医院	米崎町 13-36	○	
64	エスエイ歯科	砂四丁目 3-2 イオンモール四條畷 内	○	
65	四條畷南小学校	中野新町 11-38	○	
66	くすのき小学校	二丁通町 18-1	○	
67	岡部小学校	砂一丁目 7-26	○	
68	四條畷西中学校	藪屋 285-21	○	
69	田原中学校	田原台五丁目 2-1		○
70	福祉コミュニティーセンター	中野新町 11-31	○	
71	松山眼科クリニック	楠公二丁目 9-11	○	
72	戸尾歯科クリニック	楠公二丁目 9-15	○	
73	ビーナスプラス四條畷	雁屋北町 21-8	○	
74	特別養護老人ホーム清滝らくらく苑	清滝中町 1-3	○	
75	そうごうケアホーム畷学園前	南野一丁目 4-27	○	
76	エイジ・ガーデン四條畷	雁屋南町 17-31	○	
77	カインドコート四條畷	二丁通町 19-27	○	
78	ちよの里式番館	二丁通町 5-22	○	

資料 4-2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

(1) 指定緊急避難場所

NO	名 称	所 在 地	電話番号	面積ha
1	田原小学校	四條畷市 田原台四丁目2-1	0743-78-1402	0.80
2	四條畷小学校	四條畷市 大字中野872	072-876-0085	0.55
3	四條畷南小学校	四條畷市 中野新町11-38	072-876-1113	0.58
4	くすのき小学校	四條畷市 二丁通町18-1	072-877-0565	0.76
5	忍ヶ丘小学校	四條畷市 岡山東五丁目2-40	072-877-7582	0.86
6	岡部小学校	四條畷市 砂一丁目7-26	072-879-2191	0.86
7	四條畷中学校	四條畷市 岡山東五丁目2-10	072-876-1200	1.48
8	四條畷西中学校	四條畷市 西中野一丁目4-35	072-878-7708	1.10
9	旧四條畷東小学校	四條畷市 南野六丁目1-25	072-877-2121	0.66
10	旧四條畷南中学校	四條畷市 南野五丁目5-1	072-877-2121	1.38
11	四條畷高等学校	四條畷市 雁屋北町1-1	072-877-0004	3.25
12	四條畷学園高等学校	大東市 学園町6-45	072-876-1321	1.40
13	大阪電気通信大学	四條畷市 大字清瀧1130-70	072-876-3317	3.14
14	北谷公園	四條畷市 田原台八丁目地内	—	2.37

(2) 指定避難所一覧表

NO	名 称	床 面 積 (m ²)			収容人員 (人) ※				
		教室	体育館	その他	教室	体育館	その他	その他	
1	田原小学校	3,695	2734	961	—	646	478	168	—
2	四條畷小学校	3,153	2275	878	—	551	398	153	—
3	四條畷南小学校	2,626	1895	731	—	458	331	127	—
4	くすのき小学校	2,811	2148	663	—	491	375	116	—
5	忍ヶ丘小学校	3,497	2644	853	—	611	462	149	—
6	岡部小学校	2,895	2062	833	—	505	360	145	—
7	四條畷中学校	3,703	2527	1176	—	647	442	205	—
8	四條畷西中学校	3,827	2333	1494	—	669	408	261	—
9	旧四條畷東小学校	755	—	755	—	132	—	132	—
10	旧四條畷南中学校	1,787	1787	—	—	312	312	—	—
11	市民総合センター	795	795	—	—	139	139	—	—
12	四條畷高等学校	1,980	—	1980	—	345	—	345	—
13	四條畷学園高等学校	1,377	—	1377	—	241	—	241	—
14	大阪電気通信大学	1,350	—	1350	—	236	—	236	—

※ 収容人員＝使用可能な階の延べ床面積 (m²) ÷ 4 (m²/人) × 0.7

(3) 広域避難地一覧表

番号	名称	所在地	面積 (ha)
1	緑の文化園	四條畷市大字逢阪 485	115.0
2	飯盛霊園	四條畷市大字下田原 448	57.0
3	四條畷市総合公園	四條畷市大字上田原 1218-1 外	22.5
※4	寝屋川公園	寝屋川市寝屋川公園 1707	32.3
※5	深北緑地 (寝屋川治水緑地)	大東市深野北 4-284	41.0

※4、5については、市域外であるが、緊急を要する場合、これらの避難地に誘導する事がある。

(4) 福祉避難所一覧表

番号	名称	所在地	電話
1	パークヒルズ田原苑	上田原 613	0743-78-9499
2	るうてるホーム	岡山 5-19-20	072-878-9371
3	清滝らくらく苑	清滝中町 1-3	072-876-3611
4	四條畷荘	北出町 28-1	072-878-2651
5	すてっぷ★なわて	雁屋北町 6-21	072-877-7373
6	遊々館	江瀬美町 26-7	072-863-7770

資料 4-3 緊急交通路一覽表

(1) 広域緊急交通路

道路区分	路線名称	区 間
一般道路	国道163号 国道170号 (主) 大阪生駒線	大阪市(旭区関目)～三重県(津市) 高槻市(八丁畷)～泉佐野市(上瓦屋) 奈良県境(四條畷市)～大阪市(蒲生4)

(2) 地域緊急交通路

道路区分	路 線 名 称
国・府 道	旧国道170号 四条畷停車場線 大東四條畷線 枚方富田林泉佐野線(打上バイパス) 中垣内南田原線
市道等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北出町3号線 ・ 北出町24号線 ・ 南野2号線 ・ 砂14号線 ・ 砂25号線 ・ 忍ヶ丘砂線 ・ 坪井南山下線 ・ 中野菫屋3号線 ・ 中野5号線 ・ 中野1号線 ・ 中野3丁目1号線 ・ 中野新町1号線 ・ 南野6丁目1号線 ・ 忍ヶ丘鳥ヶ池線 ・ 岡山東5丁目1号線 ・ 菫屋清滝線 ・ 清滝下田原線 ・ 逢阪生駒口線 ・ ゴルフクラブ四条畷の私道 ・ 飯盛霊園組合の私道 ・ 田原中央線 ・ 辰巳谷線 ・ 下田原田原台2丁目2号線 ・ 田原台5丁目1号線 ・ 中野3丁目中野1号線 ・ 中野岡山東1号線 ・ 中野2丁目7号線 ・ 岡山東5丁目4号線 ・ 大谷池線

資料 4-4 応急仮設住宅建設候補地一覧表

(令和3年9月現在)

番号	名 称	所 在 地	面積 (ha)	
1	市民グラウンド	岡山東五丁目135-1	0.70	
2	北谷公園	田原台八丁目地内	0.70	
3	青少年コミュニティー運動広場	岡山東三丁目135-1	0.40	
4	市民運動広場清滝	大字清瀧1103-10	0.31	
5	四條畷市総合公園	大字上田原1218-1外	グラウンドA	1.4
			グラウンドB	0.8
合 計			4.31	

資料 4-5 清掃施設の現況

(令和3年9月現在)

施設名	所在地	電話	処理能力
[ごみ処理施設] 四交クリーンセンター	交野市大字私市3029-1	072-893-9955	熱回収施設 125t/日 リサイクル施設 23t/日
[し尿処理施設] 四條畷市立環境センター	南野六丁目11-37	072-803-2301	15kℓ/日

資料 4-6 収集委託業者一覧表

(令和3年9月現在)

業者名	所在地	電話	備考
畷産業(株)	砂三丁目14-26	072-876-1697	ごみ
(株)YGトラビス	砂三丁目14-28	072-863-2538	ごみ
畷衛生(株)	砂三丁目14-27	072-862-0088	ごみ・し尿

資料 4-7 火葬施設及び寺院一覧表

(令和3年9月現在)

名 称	所 在 地	電 話	備 考
飯盛霊園組合	大字下田原448	0743-78-1195	火葬場
月 泉 寺	大字上田原571	0743-78-0781	
正 傳 寺	大字上田原316	0743-78-1707	
法 元 寺	大字下田原317	0743-78-1925	
如 在 寺	大字清瀧1331-28	072-876-0643	
妙 見 寺	大字清瀧866		
正 圓 寺	大字清瀧422	072-876-2061	
大 正 寺	岡山二丁目7-33	072-877-2563	
西 光 寺	中野本町16-7	072-876-3912	
正 法 寺	中野本町6-17	072-876-8245	
龍 尾 寺	南野六丁目11-70	072-879-4646	
正 願 寺	南野五丁目8-8	072-877-1087	
弥 勒 寺	南野三丁目6-11	072-879-3694	
西 明 寺	塚脇町1-10	072-876-2837	
西 敬 寺	米崎町10-13	072-876-0957	
法 念 寺	雁屋南町26-17	072-877-7486	
本 泉 寺	菰屋本町11-32	072-877-0028	
妙 法 寺	砂一丁目5-12	072-876-2033	
光 円 寺	砂二丁目8-20	072-876-0853	
自 然 寺	岡山東四丁目18-47	072-876-8586	
隆 昌 寺	大字上田原1137-2		

資料 4-8 浄水場・ポンプ場の所在地及び貯水可能容量

施設名	所在地	貯水可能容量(m ³)
岡部ポンプ場	大字中野 187-3・188-3	-
中野ポンプ場	中野本町 675-6	981
中央ポンプ場	岡山東五丁目 115・156	-
岡山低区配水池	岡山東五丁目 1178-2	8,200
中区配水池	清滝新町 1130-128・129	2,000
第1中継ポンプ場	大字清瀧 1126-11	1,137
第2中継ポンプ場	大字逢阪 572・大字清瀧 1492-2 他	297
逢阪配水池	大字逢阪 408-1 他	4,626
逢阪高区配水池	大字逢阪 408-1 他	86
田原高区配水池	田原台九丁目 9-2	891
田原中区配水池	田原台九丁目 15-1	1,547
さつきヶ丘配水池	さつきヶ丘 988-57	282
田原低区配水池	大字上田原 615-3	300
田原浄水場	大字上田原 418	62

資料 4-9 下水道整備状況

(令和2年3月現在)

全体計画面積 (ha)	処理区域面積 (ha)	面積普及率 (%)	行政区域内 人口 (人)	処理区域内 供用人口 (人)	人口普及率 (%)
674	642	95.3	55,637	55,477	99.7

資料 4-10 排水施設

(令和2年3月現在)

番号	ポンプ 場名	設置場所	放流先	ポンプ				通常 運転 方法	管理者
				種類	口径(mm)	揚程(m)	揚水量(m ³ /分)		
1	太平ポンプ場	寝屋川市讃良西町7番21号	寝屋川	汚水	450	5.4	26	自動	大阪府
				汚水	450	5.4	26		
				汚水	700	5.4	65		
				汚水	700	5.4	65		
				雨水	1350	7.5	320		
				雨水	1350	7.5	320		
				雨水	1350	7.5	320		
				雨水	1350	7.5	320		
2	深野北ポンプ場	大東市深野北2丁目171-4	寝屋川	汚水	200	14.5	4.2	自動	大阪府
				汚水	200	14.5	4.2		
				汚水	400	14.0	18		
				雨水	1100	14.6	192.6		
				雨水	1100	14.6	192.6		
				雨水	1100	14.6	192.6		
				雨水	1100	14.6	192.6		
				雨水	1100	14.6	192.6		
3	水野ポンプ場	大東市大東町2-1	寝屋川	汚水	700	7.1	51	自動	大阪府
				汚水	700	7.1	51		
				汚水	700	7.1	51		
				雨水	1650	10.5	468		
				雨水	1650	10.5	468		
				雨水	1650	10.5	468		
				雨水	1650	10.5	468		
				雨水	1650	10.5	468		

資料 4-11 公用車保有状況

(令和 5 年 1 月現在)

区 分	台 数	備 考
[市 役 所 管 理 分]		(ただし、消防関係は除く)
普 通 貨 物	2	2 t ダンプ
小 型 貨 物	1	
軽 貨 物	2 2	うち軽ダンプ 1 台、軽トラック 3 台
普 通 特 種	1	公共応急作業車
小 型 特 種	1	ショベルカー
軽 特 種 用 途	1	車椅子用
普 通 乗 合	1	マイクロバス
普 通 乗 用	3	
小 型 乗 用	3	うち車椅子用 1 台
軽 乗 用	6	
単 車	7	

5 活動関連

資料 5-1 火災・災害等即報要領

火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官

改正 平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月第 166 号、平成 24 年 5 月 31 日消防応第 111 号、平成 29 年 2 月 7 日消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下

第1から第3までにおいて同じ。)は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- 3) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難し

たもの

- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- 4) 特定違反対象物の火災
- 5) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 6) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- 7) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

ウ) 交通機関の火災

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災
- 3) 船舶火災であって他社会的影響度が高いもの
- 4) トンネル内車両火災
- 5) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

- 3) 特定事業所内の火災（1)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- 6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- 7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的又は物的災害
- 2) 国民保護法第 17 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので 1 の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- 4) 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- 5) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- 1) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- 2) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- 1) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- 2) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 洪水、浸水、河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 積雪、道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。
 - 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによ

る。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) 罹災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。

なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難の指示等の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式-その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

（ア）風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

（イ）地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

（ウ）雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

（エ）火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況

（オ）その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の指示等の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式-その2 (被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の指示等の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

資料 5-2 被害状況報告基準

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体を確認することはできないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち「重傷者」とは1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1ヶ月未満で治療できる見込みの者。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。
住家被害	住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。(H13.6.28 内閣府政策統括官通知)
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊 (全焼) (全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。(災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものであるとする。 (令和2年12月4日付け府政防1746号「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」)
	半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものであるとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)

	一部損壊 (準半壊)	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)	
	一部破損	損壊の程度が半壊にいたらないもの。ただし、窓ガラス2~3枚破損した程度のもものは除く。	
	床上浸水	その住家の床上以上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂竹木などのたい積のため一時的に居住することができないもの。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。	
非住家被害	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。(H13.6.28 内閣府政策統括官通知)	
	公共建物	役場庁舎、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他被害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。	
	道路	「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	
	橋梁	「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河の上に乗せられた橋とする。 「橋梁流失」とは、橋梁の一部又は全部が流失し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	

被害項目		報告基準
その他被害	河川	「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用若しくは準用される河川、若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう 1 級河川及び 2 級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防	「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定される砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための設備又は同法 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	電話	「電話」とは、通信不能となった加入回線数のうち最大時の回線数をいう。
	電気	「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。
	水道	「水道」とは、上水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。
り災者	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
被害金額	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、河川、海岸、砂防設備、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

資料 5-3 被害認定統一基準

被害種類	被害認定統一基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。(H13.6.28 内閣府政策統括官通知)
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。(H13.6.28 内閣府政策統括官通知)
住家全壊 (全焼・全壊)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。(災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。 (令和2年12月4日付け府政防1746号「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」)
半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。(災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)
一部損壊 (準半壊)	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)

(注) 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区

画された建物の一部」を戸の単位として算定する。

2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

資料 5-4 被害状況等報告様式

第 4 号様式（その 1）

（災害概況即報）

災害名 消防庁受信者氏名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
電話番号	

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県		災害名		区分		被害	
災害名 報告番号	第 月 日 時現在)		田		流失・埋没	ha	
			畑		冠水	ha	
報告者名					流失・埋没	ha	
					冠水	ha	
区分		被害		文教施設		箇所	
人的被害	死者		棟		病院		箇所
	行方不明者		世帯		道路		箇所
	負傷者	重傷	人		橋りょう		箇所
		軽傷	人		河川		箇所
住家被害	全壊		棟		港湾		箇所
			世帯		砂防		箇所
			人		清掃施設		箇所
	半壊		棟		崖くずれ		箇所
			世帯		鉄道不通		箇所
			人		被害船舶		隻
	一部破損		棟		水道		戸
			世帯		電話		回線
			人		電気		戸
	床上浸水		棟		ガス		戸
			世帯		ブロック塀等		箇所
			人				
家非住	公共建物		棟		り災世帯数		世帯
	その他の		棟		り災者数		人
					建物		件
					危険物		件
				その他の		件	
				火災発生			

区 分		被 害	等 災 害 対 策 本 部 の 設 置 状 況	都 道 府 県			
公 立 文 教 施 設	千 円						
農 林 水 産 業 施 設	千 円						
公 共 土 木 施 設	千 円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円						
小 計	千 円						
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数		団 体		市 町 村			
そ の 他	農 業 被 害	千 円					
	林 業 被 害	千 円					
	畜 産 被 害	千 円					
	水 産 被 害	千 円					
	商 工 被 害	千 円					
				市 災 害 救 助 法 適 用 町 村 名			
				計	団 体		
そ の 他		千 円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人		
被 害 総 額		千 円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		
備 考	災 害 発 生 場 所 災 害 発 生 年 月 日 災 害 の 種 類 概 況 応 急 対 策 の 状 況 119 番 通 報 件 数 ・ 消 防、水 防、救 急・消 防 等 消 防 機 関 の 活 動 状 況 ・ 避 難 の 指 示 等 の 状 況 ・ 避 難 所 の 設 置 状 況 ・ 他 の 地 方 公 共 団 体 へ の 応 援 要 請、応 援 活 動 の 状 況 ・ 自 衛 隊 の 派 遣 要 請、出 動 状 況 ・ 災 害 ボ ラ ン テ ィ ア の 活 動 状 況						

※被害額は省略することができるものとする。

※119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

資料 5-5 大阪府災害救助法施行細則

別表第一(第三条関係)

(昭四五規則一〇〇・昭四六規則五九・昭四七規則七四・昭四八規則九九・昭四九規則四・昭四九規則七〇・昭四九規則九五・昭五〇規則五八・昭五一規則九三・昭五二規則五三・昭五三規則六〇・昭五四規則四〇・昭五五規則七一・昭五六規則五五・昭五七規則三六・昭五八規則五六・昭五九規則六七・昭六〇規則五八・昭六一規則五九・昭六二規則七二・昭六三規則六三・平元規則四九・平二規則四七・平三規則四六・平四規則六六・平五規則六一・平六規則六二・平七規則六四・平一〇規則七・平一〇規則七八・平一二規則二二・平一四規則一・平一五規則四二・平一六規則一九・平一六規則六三・平一七規則一二一・平一八規則一一〇・平二一規則七七・平二五規則七・平二六規則一・平二六規則一一七・平二七規則八三・平二八規則一一三・平二九規則八六・平三〇規則八二・令元規則六・令元規則四九・一部改正)

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所	<p>一 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</p> <p>二 学校、公民館等既存建物を利用するのが原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</p> <p>三 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、一人一日につき三百三十円以内とする。</p> <p>四 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、三の金額に、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>五 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p>	災害発生の日から七日以内

	<p>応急仮設住宅</p>	<p>住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住家を得ることができないものに、次に掲げる住宅を供与する。</p> <p>一 建設型仮設住宅(次に掲げる方法により建設して供与するものをいう。以下同じ。)</p> <p>イ 設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。</p> <p>ロ 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百七十一万四千円以内とする。</p> <p>ハ 同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。</p> <p>ニ 福祉仮設住宅(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって、日常生活上特別な配慮を要する二人以上のものに供与する施設をいう。)を建設型仮設住宅として設置することができる。</p> <p>ホ 災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置する。</p> <p>ヘ 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>ニ 借上型仮設住宅(次に掲げる方法により民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。)</p> <p>イ 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>ロ 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</p>	<p>完成の日から二年以内</p>
<p>炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p>	<p>炊き出しその他による食品の給与</p>	<p>一 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者(以下この項において「被災者」という。)に対して行う。</p> <p>二 被災者が直ちに食することができる現物による。</p> <p>三 支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日につき千百六十円以内とする。</p>	<p>災害発生の日から七日以内</p>
	<p>飲料水の供給</p>	<p>一 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>災害発生の日から七日以内</p>

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- 一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）又は全島避難等（一定の地域の全ての居住者等が避難等を行うことをいう。）により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
 - イ 被服、寝具及び身の回り品
 - ロ 日用品
 - ハ 炊事用具及び食器
 - ニ 光熱材料
- 三 支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲内とする。

区分	季別	世帯区分					
		一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人増すごとに加算する額
住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	円一八、八〇〇	円二四、二〇〇	円三五、八〇〇	円四二、八〇〇	円五四、二〇〇	円七、九〇〇
	冬季	三一、二〇〇	四〇、四〇〇	五六、二〇〇	六五、七〇〇	八二、七〇〇	一一、四〇〇
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	六一、〇〇〇	八三、〇〇〇	一一、四〇〇	一五、一〇〇	一九、〇〇〇	二、六〇〇
	冬季	一〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	一八、四〇〇	二一、九〇〇	二七、六〇〇	三、六〇〇

備考 「夏季」とは四月一日から九月三十日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは十月一日から翌年三月三十一日までに災害が発生した場合をいう。

災害発生の日から十日以内

医療 及び 助産	医療	<p>一 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。</p> <p>二 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）が、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。）において行うことができる。</p> <p>三 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 診療</p> <p>ロ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ハ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容</p> <p>ホ 看護</p> <p>四 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費</p> <p>ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内</p> <p>ハ 施術所による場合 協定料金の額以内</p>	災害発生の日から十四日以内
	助産	<p>一 災害発生の日以前七日以内又は当該日以後七日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。</p> <p>二 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 分べんの介助</p> <p>ロ 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>三 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>ロ 助産師による場合 慣行料金の百分の八十以内の額</p>	分べんした日から七日以内
	被災者の救出	<p>一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。</p> <p>二 支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から三日以内

<p>被災した住宅の応急修理</p>	<p>一 災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</p> <p>二 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。</p> <p>三 支出することができる費用は、一世帯につき次に掲げる額以内とする。</p> <p>イ ロに掲げる世帯以外の世帯 五十九万五千元</p> <p>ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十万円</p>	<p>災害発生の日から一月以内</p>
<p>生業に必要な資金の貸与</p>	<p>一 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。</p> <p>二 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。</p> <p>三 貸与することができる金額は、次の額以内とする。</p> <p>イ 生業費 一件につき三万円</p> <p>ロ 就職支度費 一件につき一万五千元</p> <p>四 貸与期間は二年以内で、利子は無利子とする。</p>	<p>災害発生の日から一月以内</p>
<p>学用品の給与</p>	<p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒等（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。）に対して行う。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。</p> <p>イ 教科書</p> <p>ロ 文房具</p> <p>ハ 通学用品</p> <p>三 支出することができる費用は、次の額以内とする。</p> <p>イ 教科書代</p> <p>(1) 小学校の児童及び中学校の生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p>	<p>災害発生の日から、教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内</p>

	<p>(2) 高等学校等の生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>ロ 文房具費及び通学用品費</p> <p>(1) 小学校の児童 一人につき 四千五百円</p> <p>(2) 中学校の生徒 一人につき 四千八百円</p> <p>(3) 高等学校等の生徒等 一人につき 五千二百円</p>	
埋葬	<p>一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。</p> <p>二 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。</p> <p>イ 棺（附属品を含む。）</p> <p>ロ 埋葬及び火葬（賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>ハ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>三 支出することができる費用は、一体につき大人二十一万五千二百円以内、小人十七万二千円以内とする。</p>	災害発生の日から十日以内
死体の搜索	<p>一 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から十日以内
死体の処理	<p>一 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。</p> <p>二 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>ロ 検案</p> <p>ハ 死体の一時保存</p> <p>三 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>四 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 一体につき 三千五百円以内</p> <p>ロ 死体の一時保存のための費用</p> <p>(1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費</p> <p>(2) 既存建物を利用することができない場合 一体につき 五千四百円以内</p> <p>(3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内</p>	災害発生の日から十日以内

<p>災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去</p>	<p>一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、各市町村の区域において要したロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った当該市町村の区域内の一世帯につき平均が十三万七千九百円以内とする。</p>	<p>災害発生の日から十日以内</p>
<p>救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費</p>	<p>一 次の範囲内において行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 被災者の避難に係る支援 ロ 医療及び助産 ハ 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の捜索 ヘ 死体の処理 ト 救助用物資の整理配分 <p>二 支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>当該救助の実施が認められる期間以内</p>

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

別表第二(第四条関係)

(昭四八規則九九・全改、昭四九規則七〇・昭五〇規則五八・昭五一規則九三・昭五二規則五三・昭五三規則六〇・昭五四規則四〇・昭五六規則五五・昭五七規則三六・昭五九規則六七・昭六〇規則五八・昭六一規則五九・昭六二規則七二・昭六三規則六三・平元規則四九・平二規則四七・平三規則四六・平四規則六六・平五規則六一・平六規則六二・平七規則六四・平一〇規則七・平一〇規則七八・平一二規則二二・平一四規則一・平一五規則四二・平一六規則一九・平一六規則六三・平一八規則一九・平二〇規則六九・平二一規則七七・平二五規則七・平二六規則一・平二六規則一一七・平二七規則八三・平二八規則一一三・平二九規則八六・平三〇規則八二・令元規則六・令二規則八九・一部改正)

救助業務従事者の区分		実費弁償の範囲		
		日当	時間外勤務手当	旅費
政令第十条第一号から第四号までに掲げる者	医師及び歯科医師	22,700 円	日当の額を七.七五で除して得た額を勤務時間一時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)第二十一条第二項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内
	薬剤師	16,800 円		
	保健師、助産師及び看護師	17,300 円		
	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	16,800 円		
	救命救急士	14,100 円		
	土木技術者及び建築技術者	15,200 円		
	大工	20,900 円		
	左官	22,500 円		
	とび職	24,300 円		
	政令第四条第五号から第十号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその百分の三の額を加算した額以内		

別表第三(第五条関係)

(昭五〇規則五八・昭五六規則五五・昭六一規則五九・平一四規則一・平二六規則一・平二九規則八六・一部改正)

対象者	支給基礎額
<p>政令第八条第二項第二号に規定する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)に規定する労働者でない者</p>	<p>事故発生の日前一年間におけるその者の所得(通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。)の額を三百六十五で除して得た額に相当する額とする。ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から一年間の所得の平均額を三百六十五で除して得た額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。</p>
<p>政令第八条第二項第三号に規定する救助に関する業務に協力した者</p>	<p>一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号。以下「警察協力者令」という。)第五条第二項に規定する額に相当する額とする。</p> <p>二 事故の発生した日において他に生計のみちがなく、主として政令第八条第二項第三号に規定する協力者(以下「協力者」という。)の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、一の金額に警察協力者令第五条第三項に定める額を加算する。</p>

資料 5-6 激甚災害及び局地激甚災害指定基準

1. 激甚災害指定基準

(昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定)

改正 昭和 四十年二月 十七日
同 四十七年八月 十一日
同 五十六年四月 十日
同 五十六年十月 十四日
同 五十七年九月 十日
同 五十八年七月 九日
平成 十二年三月二十四日
同 十二年十月三十一日
同 十九年二月二十七日
同 二十一年三月 十日
同 二十八年二月 九日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

- 1 法第二章（公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・五％をこえる災害
 - B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・二％をこえる災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの
 - (1) 都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の二五％をこえる都道府県が一以上あること。
 - (2) 一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の五％をこえる都道府県が一以上あること。
- 2 法第五条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五％をこえる災害
 - B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五％をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の四％をこえる都道府県又はその査定見込額がおおむね一〇億円をこえる都道府県が一以上あるもの
- 3 法第六条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第五条の措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね一・五％を超える災害により法第八条の措置が適用される激甚災害（当該災害に係る当該施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。ただし、これに該当しない場合であっても、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）に

ついて適用する。

(1) 当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね〇・五％を超える災害

(2) 当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね一・五％を超える災害により法第八条の措置が適用される災害

4 法第八条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつどその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五％をこえる災害

B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五％をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第二項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね三％をこえる都道府県が一以上あるもの

5 法第十一条の二（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね五％を超える災害

B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・五％を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の六〇％を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・〇％を超える都道府県が一以上あるもの

6 法第十二条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第二次産業及び第三次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね〇・二％を超える災害

B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね〇・〇六％を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の二％を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が一、四〇〇億円を超える都道府県が一以上あるものただし、火災の場合又は法第十二条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

7 法第十六条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第十七条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第十九条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第二章の措置が適用される激甚災害について適用する。

ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

8 法第二十二条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域のおおむね四、〇〇〇戸以上である災害

B 次の要件のいずれかに該当する災害ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

(1) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域のおおむね二、〇〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で二〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の一割以上である災害

(2) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域のおおむね一、二〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で四〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の二割以上である災害

9 法第二十四条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土

木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第二章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第五条の措置が適用される災害について適用する。

10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のおよび被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

注 昭和四十年二月十七日改正の指定基準は、昭和三十九年九月の台風二十号による災害以後の災害に適用。昭和四十七年八月十一日改正の指定基準は、昭和四十七年六月六日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年四月十日改正の指定基準は、昭和五十五年十二月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十七年九月十日改正の指定基準は、昭和五十七年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年七月九日改正の指定基準は、昭和五十八年五月二十六日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十二年十月三十一日改正の指定基準は、平成十二年九月八日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。平成二十八年二月九日改正の指定基準は、平成二十七年四月一日以後に発生した災害に適用。

2. 局地激甚災害指定基準

(昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定)

改正 昭和四十六年十月 十一日
同 五十六年十月 十四日
同 五十八年六月 十一日
平成 十二年三月二十四日
同 十九年二月二十七日
同 十九年四月 十九日
同 二十年七月 三日
同 二十一年三月 十日
同 二十三年一月 十三日
同 二十八年二月 九日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（１）に掲げる市町村における（１）に掲げる災害については、法第三条第一項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第四条第五項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第二章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第二十四条第一項、第三項及び第四項の措置、（２）に掲げる市町村の区域における（２）に掲げる災害については、法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）、（３）に掲げる市町村の区域における（３）に掲げる災害については、法第十一条の二の措置、（４）に掲げる市町村の区域における（４）に掲げる災害については、法第十二条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（１） 次のいずれかに該当する災害

- ① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。

以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。）

（イ） 当該市町村の当該年度の標準税収入の五〇%を超える市町村（当該査定事業費の額が

一、〇〇〇万円未満のものを除く。)

(ロ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が二億五、〇〇〇万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の二〇%を超える市町村

(ハ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円を超え、かつ、一〇〇億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の二〇%に当該標準税収入から五〇億円を控除した額の六〇%を加えた額を超える市町村

② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

(2) 次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該経費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該漁船等の被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

(3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の一・五倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね〇・〇五%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね三〇〇haを超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の私有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね二五%を超える市町村が一以上ある災害

(4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当

該年度の中小企業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和四十三年一月一日以後に発生した災害について適用する。

注 昭和四十六年十月十一日改正の指定基準は、昭和四十六年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年六月十一日改正の指定基準は、昭和五十八年四月二十七日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成十九年四月十九日改正の指定基準は、平成十九年三月二十五日以後に発生した災害について適用。平成二十年七月三日改正の指定基準は、平成二十年六月十四日以後に発生した災害について適用。平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。平成二十三年一月十三日改正の指定基準は、平成二十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成二十八年二月九日改正の指定基準は、平成二十七年四月一日以後に発生した災害について適用。

資料 5-7 応援協定先一覧

協定名称	締結先市町村等名
北河内地域7市災害相互応援協定	枚方市、寝屋川市、大東市、守口市、門真市、交野市
四條畷市・紀北町災害相互応援協定	三重県紀北町
大阪府下広域消防相互応援協定	大阪府下各市町
大阪府北ブロック消防相互応援協定	吹田市、守口市、高槻市、枚方市、寝屋川市、門真市、大東市、摂津市、茨木市、交野市、島本町、枚方寝屋川消防組合、守口市門真市消防組合
北部生駒山系林野火災消防相互応援協定	交野市、奈良県生駒市
大阪市・四條畷市航空消防応援協定	大阪市
生駒市・四條畷市消防相互応援協定	奈良県生駒市
大規模災害時における相互応援に関する協定	大東市、四條畷市、奈良県生駒市

6 報告様式

資料 6-1 動員報告書様式

動 員 報 告 書				
令和 年 月 日				
本部事務局班 様				
部長				
1 配備の区分	配備			
2 発令の時刻	令和 年 月 日 時 分			
3 動員者名簿	令和 年 月 日 時現在			
所 属	氏 名	配 置 場 所	勤 務 に 服 し た 時 刻	備 考
(注) 動員発令後、未だ勤務についていない者については所属・氏名のみ記入のこと。				

資料 6-2 被害状況報告書(概況・中間・確定)兼被害調査別集計表

被害状況報告書 (概況・中間・確定) 兼被害調査別集計表															
月 日 時 分現在															
報告者	班 名				氏 名										
受信者	班 名				氏 名										
災害の種類			災害発生日時						年 月 日 時 分						
人的被害	死 亡				行方不明				負 傷 者						
									重 傷 者			軽 傷 者			
	人				人				人			人			
住家の被害	全 壊			半 壊			一部破壊			床上浸水			床下浸水		
	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人
非住家被害	全 壊			半 壊			そ の 他 浸 水 等								
	棟			棟											
田畑の被害	田 畑	流 水			埋 没			冠 水			家畜の被害	牛 馬			
		ha			ha			ha				鶏			
		ha			ha			ha				豚その他			
道路の被害		冠水	カ所 m						決 壊	カ所 m					
橋梁の被害		破損	カ所						所						
河川の被害		溢水	カ所		漏水	カ所		決壊	カ所						
がけくずれその他															
備 考															

資料 6-4 浸水被害調査表

被災日 令和 年 月 日

住所 (所在地)	四條畷市 町 丁目 番 一 号		家屋調査番号
世帯主氏名 (事業所名)			
住 家	建物の形態	1. 1戸建 2. 2戸以上の長屋(文化) 3. アパート 4. マンション 5.	
	《床 上 浸 水》 ◎普通の高さの和室、洋室、台所等 全部 一部 cm ◎一段低い台所等 全部 一部 cm	《床 下 浸 水》 ◎建物の床下 全部 一部 地上 cm ◎土間 全部 一部 地上 cm	
非 住 家	建物の種類	1. 事務所 2. 店舗 3. 工場 4. 作業場 5. 倉庫 6. 車庫 7.	
	浸水の状況	() の床面より 全部・一部 cm 浸水 () の床面より 全部・一部 cm 浸水 () の床面より 全部・一部 cm 浸水 () の床面より 全部・一部 cm 浸水 () の床面より 全部・一部 cm 浸水	
略 図 ・ そ の 他			

調査日時 令和 年 月 日 時 分
調査員 課氏名
課氏名

資料 6-5 応援要請の様式

文 書 番 号
令和 年 月 日

応援市町村長 殿

被災市町村長名 印

応 援 要 請 書

災害時等の相互応援に関する協定により応援を次のとおり要請します。

記

① 災 害 の 種 別	
② 災 害 発 生 日 時	
③ 災 害 発 生 場 所	
④ 被 害 の 状 況	
⑤ 要請する生活必需物資、資器材、車両、人員、一時収容施設等の種別・数量	
⑥ 応急の主な活動	
⑦ 応援の到着希望日時	
⑧ 応援の実施場所	
⑨ 使用する無線局	
⑩ その他必要な事項	

資料 6-6 自衛隊災害派遣に関する知事への依頼書様式

			文書番号 年 月 日
大阪府知事	様	四條畷市長	印
自衛隊の災害派遣要請について			
災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣方要請を要求します。			
記			
1. 災害の情况及び派遣を要請する事由			
2. 派遣を希望する期間			
3. 派遣を希望する区域及び活動内容			
4. その他参考となるべき事項			

			文書番号 年 月 日
大阪府知事	様	四條畷市長	印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について			
年 月 日付第 号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要求を依頼します。			
記			
1. 撤収要請日時			
2. 派遣された部隊			
3. 派遣人員及び従事作業の内容			
4. その他参考となるべき事項			

資料 6-7 緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証

別記様式第 1 号

害 地震防災 原子力災害 国民保護 対策用 措置用 緊急通行車両等事前届出書		害 地震防災 原子力災害 国民保護 対策用 措置用 緊急通行車両等事前届出済証		号
大阪府公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		年 月 日 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。		年 月 日
番号 表示 されている 番号		() 第 () 号		大阪府公安委員会 印
車両の用途 (緊急 輸送を行う 車両に あつては、 輸送人 員又は品名)		注意事項 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときは、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両等事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。 3 届出内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届けて再交付の手続を受けること。 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。 (1) 緊急通行車両等として使用される車両に該当しなくなったとき。 (2) 当該車両が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。		
使用者		() 局 番		
住所 氏名				
出 発 地				

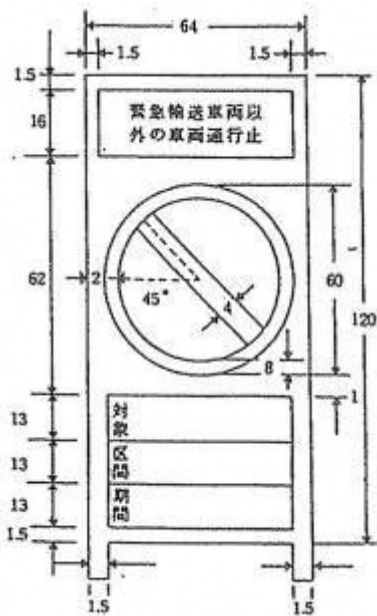
注：1 指定行政機関等の保有する車両については、この届出書を 2 通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し 1 通を添付の上、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出すること。
 2 指定行政機関等の保有する車両以外の車両については、この届出書を 2 通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し 1 通及び輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（当該書類がない場合は、指定行政機関等の上申書等の写し 1 通）を添付の上、災害応急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署に提出すること。

(裏)

災害対策基本法施行規則別記様式第4号

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		大阪府知事) 大阪府公安委員会) 印	
番号標に標示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

資料 6-9 緊急通行車両以外の車両通行禁止標示



(備考)

- 1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯わくを赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルと

資料 6-10 緊急通行車両標章

別記様式第3 (第6条関係) (平7相府令39・全改、平8総府令1・旧様式第2様下)



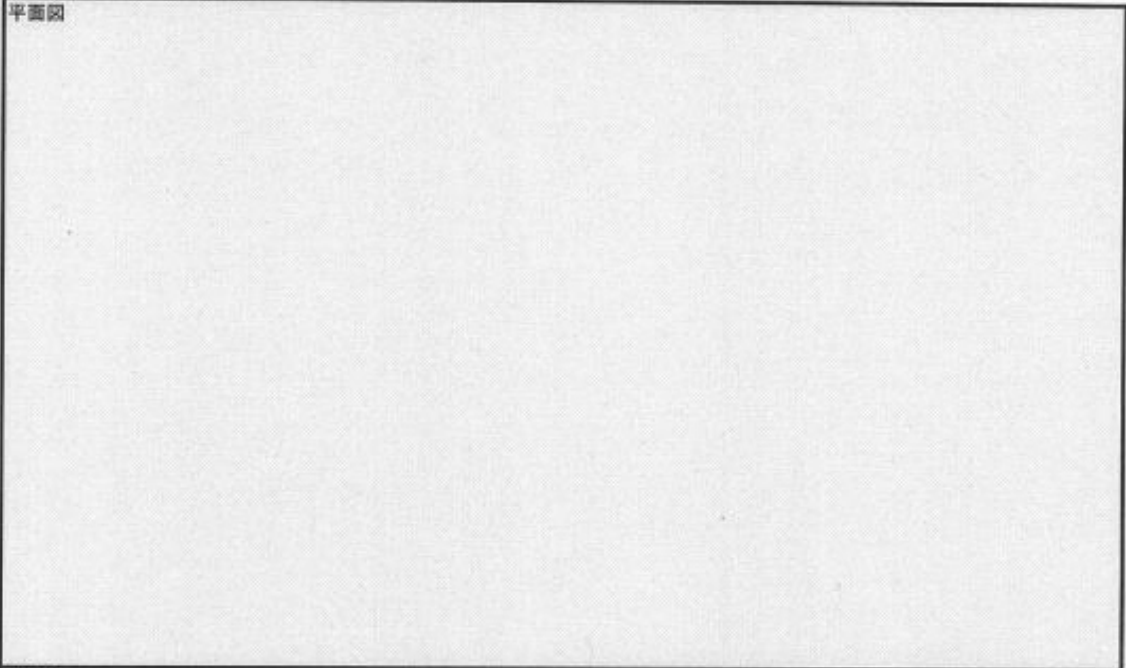
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料 6-11 府用 災害報告様式(地すべり)

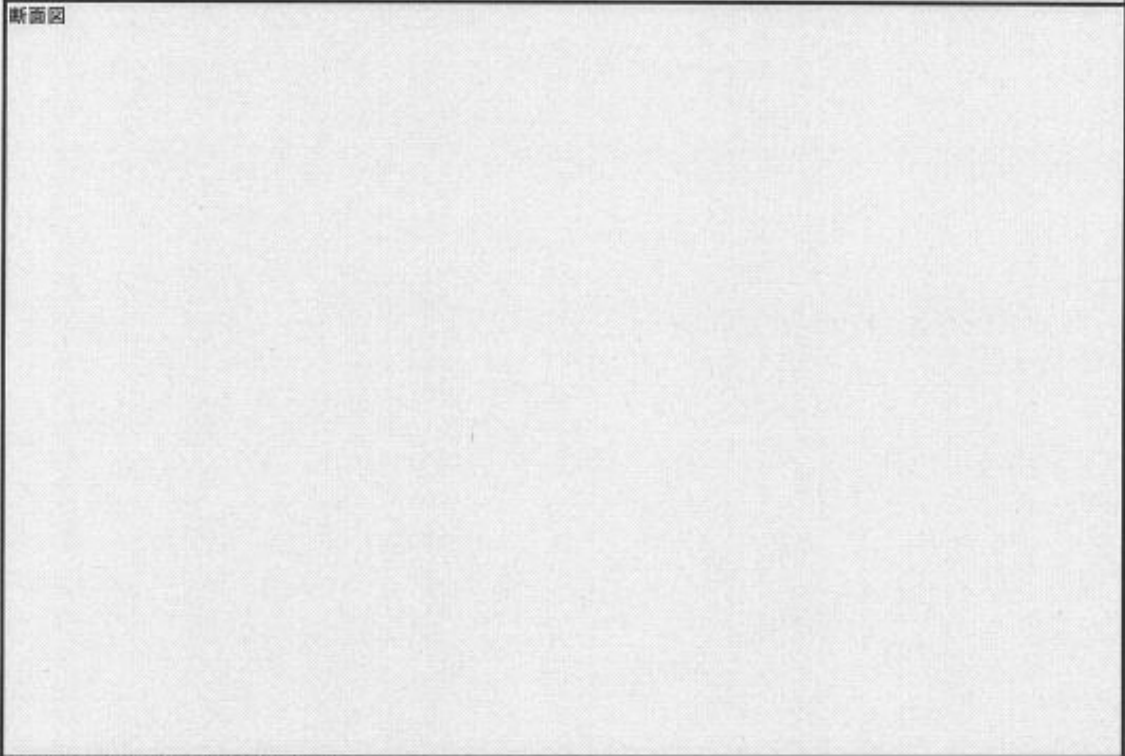
緊急・詳細 報告用		※緊急報告は網掛け部分を記入				第 報				
災害報告(地すべり) (年 月 日 時 現在)										
発生場所	大阪府 [都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字	地区名					
発生日時	[不明・調査中・確認済]		年 月 日 時 分							
気象状況	異常気象名				観測所名	災害発生場所からの距離	km			
	連続雨量	mm	年 月 日 時 ~		年 月 日 時					
	最大24時間雨量	mm/24hr	年 月 日 時 ~		年 月 日 時					
	最大時間雨量	mm/hr	年 月 日 時 ~		年 月 日 時					
地すべり規模		幅 m	長さ m	斜面勾配 度	移動層厚 m	拡大の見込	有・無			
		保全対象人家戸数 戸		公共施設						
移動状況	最大時間移動量(時速)	m or mm	年 月 日 時 ~		時	観測地点				
	移動総量	m or mm	年 月 日 時 分 ~		年 月 日 時 分	観測地点				
	近年の移動履歴	有・無	年 月 日 時 ~					年 月 日 時		
	変状	き裂	有・無	陥没	有・無	隆起	有・無	湧水	有・無	末端の押出の有無
箇条所録	地すべり危険箇所	該当	有・無		危険度 [A・B・C]		所管 [国土・林・農]			
	地すべり防止区域	指定	有・無		指定年	年	既設対策工の有無	有・無	所管 [国土・林・農]	
被害状況	人的被害	死者	《 》 < >名		被害者	才	農地被害 (種類・面積)			
		行方不明	《 》 < >名		者	才				
		負傷者	《 》 < >名		年齢	才				
	人家被害	全壊・流出	《 》 < >戸	木造	《 》 < >戸	RC	《 》 < >戸	(公共施設・災害弱者関連施設 (重要・一般)の名称は要記載)		
		半壊	《 》 < >戸	木造	《 》 < >戸	RC	《 》 < >戸			
	一部破損	《 》 < >戸	木造	《 》 < >戸	RC	《 》 < >戸				
非住家被害	戸	宅地種別		の被害 (空積・雑草・RCその他)						
公共土木施設被害		(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)								
(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物 等)										
その他										
避難状況(集落名、種類(勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)										
対応状況(どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したorする予定か)										
災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]										
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域							
	保安林	土石流危険渓流 [I・II・準ずる]	建築基準法による災害危険区域							
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域							
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所	宅地造成工事規制区域							
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅造基準条例の適用区域							
	土砂災害特別警戒区域		土砂災害警戒区域							
	災害対策基本法防災計画区域									
	その他()									
報告者	① 所属	氏名		③ 所属	氏名					
	② 所属	氏名		④ 所属	氏名					
* 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること。				座標	北緯	度	分	秒		
					東経	度	分	秒		

地区名 _____

平面図



断面図



※写真は別途e-mailにて送付すること

資料 6-12 府用 災害報告様式(がけ崩れ)

緊急・詳細 報告用		※緊急報告は網掛け部分を記入				第 報						
災害報告(がけ崩れ) (年 月 日 時 現在)												
発生日時	[不明・調査中・確認済]		年 月 日 時 分		地区名							
発生場所	大府府	[市・郡]	[区・町・村]	大字								
気象状況	異常気象名			観測所名	災害発生場所からの距離 km							
	連続雨量	mm	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時									
	最大24時間雨量	mm/24hr	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時									
	最大時間雨量	mm/hr	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時									
斜面の種類	自然斜面	H= m	横断面図(別途添付しても良い)		概況平面図(別途添付しても良い)							
	人工斜面	H= m										
勾配θ ₁												
拡大の見込み		[有・無]										
保全対象人家戸数		戸										
崩壊の状況	高さ	m	巾	m								
	面積	m ²	勾配θ ₂	度								
	崩壊又は流出土砂量	m ³										
	がけ下端の堆積深	m										
	がけ下端と被害家屋までの距離	①家屋		m								
	被害家屋位置の堆積深	②家屋		m								
		①家屋		m								
	②家屋		m									
崩土の到達距離		m										
その他												
被害状況	人的被害	死者	《 》 《 》 《 》	《 》 《 》 《 》	被害者	才 才 才	(公共施設・実務者関連施設(重要・一般)の名称は要記載)					
	物的被害	家屋	全壊・流出	《 》 《 》 《 》	戸	木造		《 》 《 》 《 》	戸	RC	《 》 《 》 《 》	戸
		半壊	《 》 《 》 《 》	戸	木造	《 》 《 》 《 》		戸	RC	《 》 《 》 《 》	戸	
		一部破損	《 》 《 》 《 》	戸	木造	《 》 《 》 《 》		戸	RC	《 》 《 》 《 》	戸	
	非住家被害	戸 宅地構造物の被害 戸 (空積・緑積・RC・その他)										
公共土木施設被害	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)											
その他												
避難状況(集落名、種類(勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻等を記載)												
対応状況(どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したorする予定か)												
災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]												
関係法令等(該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地		地すべり防止区域 [国土・林・農]								
	保安林	急傾斜地崩壊危険区域		旧住宅造成事業に関する法律の適用区域								
	国有林	土砂災害特別警戒区域		建築基準法による災害危険区域								
	民有林	土砂災害警戒区域		建築基準法により条例で建築を制限している区域								
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅地造成工事規制区域									
	災害対策基本法防災計画区域		宅造基準条例の適用区域									
	急傾斜地崩壊危険実地調査箇所		地帯番号		箇所番号							
その他												
報告者	① 所属	氏名		③ 所属	氏名							
	② 所属	氏名		④ 所属	氏名							

※ 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること。

※ 写真は必要に応じ別途e-mailにて送付のこと

座標 北緯 度 分 秒
東経 度 分 秒

資料 6-13 府用 災害報告様式(土石流)

緊急報告用		災害報告(土石流等)				第 報		
		(H 年 月 日 時 現在)						
発生源 場所	おほしきふ 大阪府	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字	地区名		
河川名	[1級・2級・その他]		水系		川		[沢・川・谷]	
発生日時	[不明・調査中・確認済]		年	月	日	時	分	
災害形態	土石流、土砂流、山腹崩壊、山林火災、その他 ()							
気象状況	異常気象名			観測所名				
	連続雨量	mm		年	月	日	時	
	最大24時間雨量	mm/24hr		年	月	日	時	
	最大時間雨量	mm/hr		年	月	日	時	
土砂流出状況	流出土砂量	m ³	河道閉塞	有・無	堆積状況	河積の	/ 程度	
溪流の情報	区分	I・II・準ずる・危険溪流ではない			流域面積	Km ²	河床勾配	1/
被害状況	人的被害	死者	名	被害者	才	農地被害	(種類・面積)	
		行方不明	名	者	才			
		負傷者	名	年齢	才			
	人家被害	全壊・流出	戸	(公共施設・災害弱者関連施設(重要・一般)の名称は要記載)				
		半壊	戸					
		一部破損	戸					
	床上浸水	戸						
	床下浸水	戸						
	非住家被害	戸	宅地擁壁の被害 戸(空積・擁壁・瓦・その他)					
	公共土木施設被害	(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載) 市道を埋塞 水路埋塞						
	(野防施設、道路、鉄道、橋梁、河川構造物 等)							
	二次災害の可能性	(有・無)						
保全対象	下流に人家	戸	人	道路名等				
	(その他)	ha						
避難状況(集落名、種類(勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)								
対応状況(どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したorする予定か)								
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地	()	年指定)	災害関連緊急事業申請の有無	[有・無・調査中]		
	保安林	河川区域	[1級・2級・準用・普通]		地すべり防止区域	[国土・林・農]		
	国有林	土砂災害特別警戒区域			急傾斜地崩壊危険区域			
	民有林	土砂災害警戒区域			建築基準法による災害危険区域			
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域				宅地造成工事規制区域			
	その他()							
報告者	①	所属		氏名		③	所属	
	②	所属		氏名		④	所属	
				氏名			氏名	

- * 【添付図面等】
 - ・都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況が分かるポンチ絵、関連記事等
- * 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること
- * 写真は、別途e-mailにて送付すること

詳細報告用(緊急報告を添付)

(溪流名)

災害報告(土石流等)

(年 月 日 時 現在)

気象状況 〔調査中・確認済・不明〕	観測所名及び溪流(谷出口)との距離		観測所名	距離	Km							
	連続雨量		(緊急報告に記載)									
	最大24時間雨量		(緊急報告に記載)									
	最大時間雨量		(緊急報告に記載)									
	上記連続雨量以前1週間の連続総雨量(前期降雨)		mm 年 月 日 時 ~ 年 月 日 時									
積雪・融雪状況	観測所と溪流(谷出口)との標高差		m	※雨量状況については累加雨量グラフ、時間雨量表を、積雪・融雪状況については土石流発生に関する1週間の気温、土石流発生に関する1週間の積雪及び日雨量を別紙に添付する。ここで、土石流の発生時刻が明らか場合はグラフ中に矢印で明記すること。								
	風向(災害発生時)											
保全対象 ※土石流危険渓流または準ずる溪流の場合のみ危険渓流カルテの内容を記入	人家戸数		戸									
	人口		人									
	耕地面積		ha									
	災害弱者関連施設		1有・2無	施設名								
	公共施設		1有・2無	施設名								
〔調査中・確認済〕	土石流氾濫区域の面積		m ²									
土砂災害防止法 ※土石流による建物被害数を、法指定の範囲内外、及び構造の別で該当する数をそれぞれ記入する。	人的被害		特別警戒区域		警戒区域							
			死者	名	名							
			行方不明	名	名	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域			
	人家被害		全壊・流出	戸	戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸	
			半壊	戸	戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸	
			一部損壊	戸	戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸	
	〔調査中・確認済〕											
防災計画	市町村地域防災計画への記載		溪流名		[無・有]							
	避難場所		避難場所		施設名							
	避難経路		避難経路		[無・有]							
	表示板設置		表示板設置		[無・有] (箇所)							
警戒避難基準雨量の設定		警戒避難基準雨量の設定		連続雨量	mm	時間雨量	mm/hr	設定時期			年 月	
現地調査結果	土砂流出状況		[無・有]		氾濫区域Ⅰ		氾濫区域Ⅱ		氾濫区域Ⅲ			
			氾濫面積		m ²		m ²		m ²			
			平均堆積深		m		m		m			
			最大堆積深		m		m		m			
			氾濫最大延長×氾濫最大幅		m ×		m					
			氾濫終息点の勾配		度							
			最大礫径		m							
	流域内の既存施設		[無・有]		合計		基 (透過型)		基 (不透過型)			
			(砂防)		基		基		基			
			(治山)		基		基		基			
(所管不明)		基		基		基						
天然ダム		[無・有]										
崩壊地付近の亀裂		[無・有]										
流木の堆積場所		[無・有]		堆砂区域上流・堆砂地内・水通し部・ダム下流部 その他 ()								
通報者または第一発見者 (該当する項目に○をつける)		[確認済・不明]		市町村(部署名)								
				住民								
				その他								
				座標	北緯	度	分	秒	東経	度	分	秒

資料 6-14 公用負担権限証明書

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">公 用 負 担 権 限 証 明 書</p> <p>身 分 氏 名</p> <p>上の者は { 水防管理者 又は水防団長 氏 名 } の命に基き〇〇の区域に 消防機関の長</p> <p>おける水防法第21条第1項の権限を行使するものであることを証明する 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">{ 水防管理者 又は水防団長 消防機関長 } 氏 名 印</p>
--

資料 6-15 公用負担証

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">公 用 負 担 証</p> <p>負 担 者 住 所 氏 名 殿</p>				
物 件	数 量	負 担 内 容 (使用、収用、処分等)	期 間	摘 要
<p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">命 令 者 氏 名 印</p>				

資料 6-16 避難所状況報告書

避難所状況報告										
										整理番号
■避難所名										
開設:令和 年 月 日()午前・午後 時 分					閉鎖:令和 年 月 日()午前・午後 時 分					
報告日時 年 月 日 時 分現在										
報告者:				施設責任者:						
避難所派遣職員:										
■避難者状況 避難者合計 人(男 人、女 人)										
区 分		要配慮者						負傷者		
		乳児	幼児	児童	高齢	障がい	その他 *	小計	重傷者	軽傷者
現 人 数	男性									
	女性									
	総計									
■ 応急物資の状況										
断熱シート・日用品 飲料水・食糧										
◆これまでの状況										
◆今後の活動状況										
◆その他の活動状況										
施設の被害状況 ライフライン状況 職員の参集状況										

※ 避難者状況の欄において被災者の中に**要配慮者**及び負傷者が含まれる場合は、その内訳を記入し、その他*の項には、病人、妊婦、外国人等などの内容を記載する。

資料 6-17 避難所収容者名簿

避難者名簿								整理番号
避難所名:								
報告日時:令和 年 月 日 時 分現在					避難人数:			人
連番	避難者氏名	性別	年齢	住所	避難日時	退所日時	備考	
1							乳児、幼児、児童、高齢、障がい その他()	
2							乳児、幼児、児童、高齢、障がい その他()	
3							乳児、幼児、児童、高齢、障がい その他()	
4							乳児、幼児、児童、高齢、障がい その他()	
5							乳児、幼児、児童、高齢、障がい その他()	
6							乳児、幼児、児童、高齢、障がい その他()	
7							乳児、幼児、児童、高齢、障がい その他()	
8							乳児、幼児、児童、高齢、障がい その他()	
9							乳児、幼児、児童、高齢、障がい その他()	
10							乳児、幼児、児童、高齢、障がい その他()	
11							乳児、幼児、児童、高齢、障がい その他()	
12							乳児、幼児、児童、高齢、障がい その他()	
13							乳児、幼児、児童、高齢、障がい その他()	
14							乳児、幼児、児童、高齢、障がい その他()	
15							乳児、幼児、児童、高齢、障がい その他()	
16							乳児、幼児、児童、高齢、障がい その他()	
17							乳児、幼児、児童、高齢、障がい その他()	
18							乳児、幼児、児童、高齢、障がい その他()	
19							乳児、幼児、児童、高齢、障がい その他()	
20							乳児、幼児、児童、高齢、障がい その他()	

備考欄は、乳児、幼児、児童、高齢者、障がい者に該当する場合○をつける。
その他()には、病人、妊婦、外国人等状況に応じて記載する。

資料 6-18 避難者カード

避難者カード		整理番号
避難所名 :	担当職員:	

※上記の太線の中は、避難所担当職員が記入する欄です。記入しないで下さい。

(記入欄)

住所:							
連絡先(電話) ()							
連番	氏名	続柄	性別	年齢	避難日時	退所日時	備考
1							乳児、幼児、児童、高齢、障がい その他()
2							乳児、幼児、児童、高齢、障がい その他()
3							乳児、幼児、児童、高齢、障がい その他()
4							乳児、幼児、児童、高齢、障がい その他()
5							乳児、幼児、児童、高齢、障がい その他()
特記事項記載欄(アレルギーの有無、投薬状況等、伝達事項があれば記載してください)							
計 名 (男 名、女 名)							

備考欄には、家族内で介護を要する乳幼児(0才~小学校入学未満)、児童、高齢者(65才以上)、障がい者、その他(病人、妊婦、外国人等)を記入し、避難所側が配慮できるようにして下さい。

避難所一覧集計表

避難所名	職員参加状況(人)					避難者状況(人)							被害状況				月 日 時現在	備考										
	派遣職員	避難所施設		小計	避難者の合計	性別	傷病者		乳児	幼児	児童	高齢者	障がい者	その他※1	避難所施設※2	ライフライン※3												
		管理者	他職員				重傷者	軽傷者								水道			電気	ガス	電話							
	男	女	重傷者	軽傷者	男	女	その他※1	水道	電気	ガス	電話																	
1																												
2																												
3																												
4																												
5																												
6																												
7																												
8																												
9																												
10																												
11																												
12																												
13																												
14																												
合計																												

(注)※1 その他の災害弱者等(妊産婦、外国人など)

※2 × : 重大な被害あり、△ : 一部被害あり、○ : 被害なし

※3 × : 使用不能、○ : 使用可能

資料 6-20 応急給水日計表

応 急 給 水 日 計 表			
給 水 年 月 日	年 月 日 時 分～ 時 分		
給 水 地 区			
給 水 量	カ 所 m^3		
内 訳			
従 事 者	人	人	
給水タンク車 $1 m^3$	地区 回 m^3	地区 回 m^3	
給水タンク車 $1.5 m^3$	地区 回 m^3	地区 回 m^3	
消 防 タ ン ク 車	地区 回 m^3	地区 回 m^3	
ポ リ 容 器	地区 回 リットル	地区 回 リットル	
そ の 他			
備 考			

資料 6-21 死体埋火葬許可証

死体火葬許可証

第 号

死亡者の本籍			
死亡者の住所			
死亡者の氏名			
性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	
出生年月日	年	月	日
死因	「法定伝染病」		「その他」
死亡年月日等	令和 年	月	日 前 午後 時 分
死亡の場所			
埋火葬場所			
申請者の住所氏名 及び死亡者との続柄			印 続柄

令和 年 月 日

大阪府四條畷市長 印

資料 6-22 公用令書(従事・協力)

従事第	号		
公 用 令 書			
住 所 氏 名			
従事 災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり を命ずる。 協力			
処分権者 氏名			印
従事すべき業務			
従事すべき場所			
従事すべき期間			
出頭すべき日時			
出頭すべき場所			
備 考			

資料 6-23 公用令書(物資の保管)

保管第	号	公 用 令 書					
					住 所		
					氏 名		
		第71条					
災害対策基本法		の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。					
		第78条第1項					
年 月 日		処分権者 氏名			印		
保管すべき 物資の種類	数 量	保管すべき 場 所	保管すべき 期 間	備 考			

資料 6-24 公用令書(管理・使用・収用)

管理第	号	公 用 令 書					
					住 所		
					氏 名		
		第71条					
災害対策基本法		の規定に基づき、次のとおり管理・使用・収用する。					
		第78条第1項					
年 月 日		処分権者 氏名			印		
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡年月	引渡場所	備 考

資料 6-25 公用変更令書

変更第 号
公 用 変 更 令 書
住 所 氏 名
第71条 災害対策基本法 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号） 第78条第1項 にかかると処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。
年 月 日
処分権者 氏名 印
変 更 し た 処 分 の 内 容

資料 6-26 公用取消令書

変更第 号
公 用 取 消 令 書
住 所 氏 名
第71条 災害対策基本法 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号） 第78条第1項 にかかると処分を取消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。
年 月 日
処分権者 氏名 印

資料 6-27 救助実施記録日計表

	救助実施記録日計表		
救助 の 種 類	避	炊	被
	医	学	輸
	入		
印 No. 印	地区名等 責 任 者 担 当 者 団 体、地 区 協 力 責 任 者		
	(月 日 曜 日)		
	印		
員 数 (世 帯)			
品 名 (数 量) (金 額)			
受 入 先			
払 戻 先			
場 所			
方 法			
記 事			

資料 6-28 り災証明書

り災証明書

申 請 者	住 所 氏 名
発 生 年 月 日	令 和 年 月 日
り 災 場 所	
り 災 原 因	台風・大雨・集中豪雨・地震・その他（ ）
り 災 状 況	<div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div>
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">四條畷り災第 号</p> <p style="text-align: right;">四條畷市長 印</p>	

資料 6-29 り災(届出)証明申請書

(表)

り災 (届出) 証明申請書

証明番号	証第 ー 号
------	--------

令和 年 月 日

四條畷市長 あて

[申請者] 住 所
氏 名 (代表者)
電話 () ー
現在の連絡先・住所
電話 () ー

[代理人] 住 所
氏 名 (代表者)
電話 () ー
申請者との関係

り災場所	(アパート等の場合, 名称)	
り災住家等	<input type="checkbox"/> 住 家 (<input type="checkbox"/> 持家/ <input type="checkbox"/> 借家:所有者名) <input type="checkbox"/> 非住家 ()	
申請者とり災住家等の関係	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> 借家人 <input type="checkbox"/> その他 ()	
り災日時及びり災理由	令和 年 月 日 () 時 分頃 理由: による	
り災届出内容		
証明必要数及び必要理由等	通	(理由, 提出先等)
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・この証明は, 民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。 ・記入上の留意点は, 裏面を参照してください。 ・建物が被災された方で, 現在の連絡先が変更となった場合は, 資産所在自治体へご連絡ください。 	

(裏)

り災届出証明書

上記のとおり、り災届出がなされたことを証明します。

令和 年 月 日

四 條 畷 市 長

印

記入上の留意点

- 1 申請者は、申請時に本人であることが確認できるものを提示し、〔申請者〕欄に住所・氏名（法人の場合は代表者の職・氏名）・電話番号、連絡先が異なる場合は現在の連絡先を記入してください。
代理人の場合は、委任状を提出し、上記〔申請者〕欄及び〔代理人〕欄に住所・氏名（法人の場合は代表者の職・氏名）・連絡先・申請者との関係を記入してください。
ただし、代理人が住家等の関係者の配偶者、同居親族若しくは血族二親等以内の親族又は住家等の勤務者である場合においては、委任状は不要です。
- 2 「り災場所」欄には、被害のあった建物の住所（アパートなどの建物名称等も含む。）を記入してください。
- 3 「り災住家等」欄には、住家（現に人が住んでいる家、アパート等）及び非住家（人が住んでいない物置、車庫等）の該当する項目にレ点を記入ください。
- 4 「申請者とり災住家等の関係」欄には、申請者が住家等の所有者、管理者、占有者、借家人、その他のどれに当たるか、該当する項目にレ点を記入ください。
- 5 「り災日時及びり災理由」欄には、り災又はり災したと思われる日時を記入し、その下段の理由欄には、次の例示のように記入してください。
例1 理由：「令和〇〇年〇〇月〇〇日に発生した地震」による
例2 理由：「令和〇〇年〇〇月〇〇日の台風〇〇号の豪雨」による
- 6 「り災届出内容」欄には、被災した内容をできる限り具体的に記入してください。
例1 「地震により〇〇㎡の住宅の1階部分がつぶれて使用不能になった。」
例2 「大雨による増水で〇〇町〇丁目一体が浸水し、床上浸水した。」
なお、住家の場合には、母屋を中心に記入してください。
- 7 「証明必要数及び必要理由等」欄には、り災（届出）証明書の必要枚（通）数を記入した上、必要とする理由及びり災（届出）証明書の提出先名称等を記入してください。

7 通信窓口一覧

【大阪府】

機 関 名	通信窓口	所 在 地	電話番号
大阪府	政策企画部 危機管理室	大阪府中央区大手前 2-1-22 大阪府新別館北館 3 階	代 06-6941-0351 直06-6942-9677 無線15-200-4871 無線専用220-8920
枚方土木事務所	地域支援 ・防災グループ	枚方市大垣内町二丁目15-1 北河内府民センタービル内	072-844-1331 無線15-306-254
中部農と緑の総合事務所	総務	八尾市荘内町二丁目1-36	072-994-1515 無線15-305-302
四條畷保健所	企画調整課	四條畷市江瀬美町1-16	072-878-1021

【大阪府警察】

機 関 名	通信窓口	所 在 地	電話番号
四條畷警察署	警備課	大東市深野三丁目28-1	072-875-1234

【自衛隊】

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	
		昼 間	夜 間
陸上自衛隊第3師団 第36普通科連隊	兵庫県伊丹市緑丘7-1-1	代 072-781-0021 (内) 3735	072-781-0021 (当直) 3301

【指定行政機関及び指定地方行政機関】

機 関 名	通信窓口	所 在 地	電話番号
消防庁		東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	代03-5253-5111
近畿農政局大阪地域センター	センター長室	大阪府中央区大手前 1-5-44	代06-6943-9691 無線15-804-8900
大阪航空局八尾空港事務所	安全企画 ・保安対策課	八尾市空港2-12	直0729-92-0031 無線15-809-8920
大阪管区气象台	技術部予報課	大阪府中央区大手前4-1-76	直06-6949-6303 無線15-816-8930
近畿地方整備局	災害対策室	大阪府中央区大手前1-5-44 (合同庁舎1号館)	直06-6942-1575 無線15-820-8930

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機 関 名	通信窓口	所 在 地	電話番号
日本郵政（株）	四條畷郵便局	四條畷市中野本町25-20	代072-876-0050
西日本旅客鉄道（株）	四條畷駅	大東市学園町1-50	072-876-1570
西日本電信電話（株）	関西支店	大阪市都島区東野田町4-15-82	直06-6490-1324
	奈良支店	奈良市下三条町1-1	代0742-36-8500
大阪ガスネットワーク（株）	北東部事業部 緊急保安チーム 保安グループ	東大阪市稲葉二丁目3-17	072-966-5314
関西電力送配電（株）	守口配電営業所	守口市八雲町1-9-15	0800-777-8016
	奈良配電営業所	奈良市大宮町7-1-20	0800-777-8052
淀川左岸水防事務組合		枚方市三矢町6-11	072-841-2310
京阪バス（株）	本社	京都市南区東九条南石田町5番地	代75-682-2310

【公共的団体等】

機 関 名	通信窓口	所 在 地	電話番号
近畿日本鉄道（株）	本社	大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号	代06-6775-3355
奈良交通（株）	本社（お客様サービスセンター）	奈良市大宮町一丁目1番25号	0742-20-3135
一般社団法人 大東四條畷医師会		大東市北条一丁目1-28	072-876-3381
社会福祉法人 四條畷市社会福祉協議会		四條畷市北出町3番1号	072-878-1210

【隣接市】

機 関 名	通信窓口	所 在 地	電話番号
大東市	危機管理室	大東市曙町4-6	代072-889-1511
寝屋川市	危機管理部 防災課	寝屋川市本町1-1	代072-824-1181 無線15-515-2305
交野市	危機管理室 安心安全担当	交野市私部1-1-1	代072-892-0121 無線15-530-262
奈良県生駒市	総務部 防災安全課	生駒市東新町8-38	代0743-74-1111